
平成 2 5 年度
八尾市内労働事情調査報告書

平成 25 年 12 月
八尾市経済環境部産業政策課

は じ め に

近年、わが国の経済情勢は、長く続いてきたデフレによる経済の停滞から抜け出しつつあり、企業の業況判断及び雇用情勢については緩やかな回復傾向にあると言えます。

しかしながらその一方で、海外景気の下振れによる影響や消費税率引上げに伴う反動が見込まれるため、今後も雇用動向等への不透明感は否めない状況にあります。

このような中、本市では、市内事業所における雇用・労働環境の現状を幅広く把握し、今後の雇用対策を進める上での基礎資料を得ることを目的に「平成25年度八尾市内労働事情調査」を実施いたしました。

この報告書は、市内事業所における労働時間や休暇、高年齢者・障がい者の雇用状況、育児・介護休業やパートタイム労働者の労働条件等に関する調査結果をまとめたものです。

この報告書が、今後の労働行政及び各事業所での雇用労働環境の改善の一助になれば幸いに存じます。

最後になりましたが、ご多忙のところ調査にご協力いただきました各事業所および関係者の皆様に心から厚く御礼申し上げます。

平成25年12月

八尾市経済環境部長 村上 訓義

目 次

I．調査の概要.....	1
1．調査目的.....	1
2．調査項目.....	1
3．調査設計.....	1
4．回収結果.....	1
5．本報告書における図表の割合（％）の表記について.....	1
II．回答事業所の概要.....	2
1．業種.....	2
2．従業員規模.....	3
III．回答事業所の労働条件・雇用動向.....	8
1．正社員の労働時間について.....	8
2．休日・休暇について.....	12
3．求人・雇用状況について.....	14
4．各種制度の実施状況について.....	21
5．障がい者・外国人雇用及び女性の積極的活用の取り組みの状況について.....	26
6．育児休業制度・介護休業制度について.....	35
7．パートタイムの就業状況について.....	41
資料 調査票.....	45

I. 調査の概要

1. 調査目的

八尾市内の民間事業所における就業形態別の労働時間、休日・休暇等の労働条件、雇用動向等を把握し、今後の八尾市の雇用対策を進める上での基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査項目

- (1) 回答事業所の概要（事業所名称、所在地、業種、従業員数）
- (2) 労働時間について（所定・所定外労働時間、労働時間制の導入状況）
- (3) 休日・休暇について（1週間の休日、年次有給休暇の消化率）
- (4) 求人・雇用状況について（求人募集方法、従業員の採用・雇用状況、退職状況）
- (5) 障がい者・外国人雇用及び女性の積極的活用の取り組み状況について
- (6) 各種制度の実施状況について（定年制、再雇用制度、勤務延長制度、育児休業制度、介護休業制度）
- (7) パートタイムの就業状況について

3. 調査設計

- (1) 調査対象：

平成21年経済センサス・基礎調査名簿に基づいた八尾市内の事業所のうち、「農業・林業・漁業に属する事業所」「宗教団体の事業所」「国、地方公共団体の事業所」「特定非営利法人」「学校法人」を除く2,000事業所を対象に実施した。

- (2) 調査方法：郵送による調査票の配布及び郵送による回収

- (3) 調査期間：平成25年9月14日（土）～10月15日（火）（調査基準日：平成25年9月1日）

4. 回収結果

①発送数	2,000件
②回収数	804件
③有効回答率（②／①）	40.2%

5. 本報告書における図表の割合（％）の表記について

- (1) 各質問に対する回答の割合（％）は、各質問の回答者数（n）を基数（当該質問に対する無回答は除く）とした百分率（％）で示している。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が総数と一致しない場合がある。
- (2) 複数回答を依頼した質問では、回答比率の合計が100%を超える場合がある。
- (3) 図表では、コンピュータ入力の都合上、回答の選択肢を短縮している場合がある。

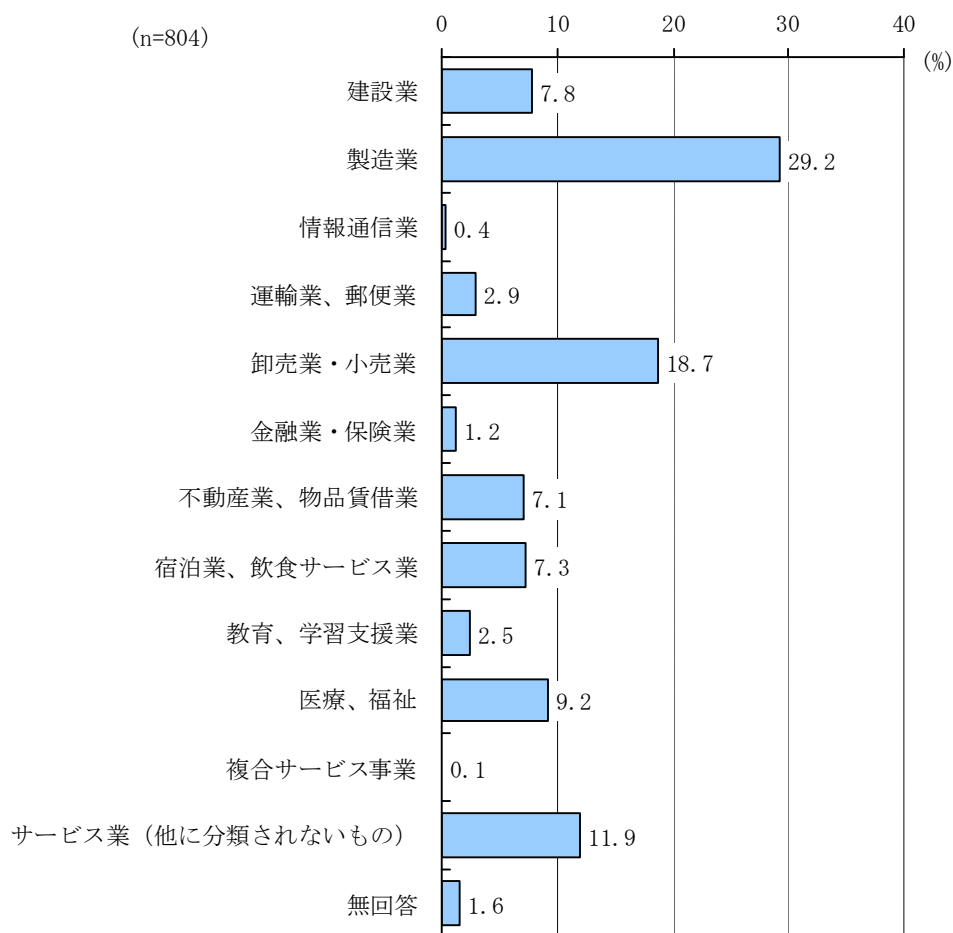
Ⅱ. 回答事業所の概要

1. 業種

問1 業種は、次のうちどれに該当しますか。(主なものに1つ○)

業種は、「製造業」が29.2%で最も多く、次いで「卸売業・小売業」が18.7%となっている。以下、「サービス業(他に分類されないもの)」(11.9%)、「医療、福祉」(9.2%)、「建設業」(7.8%)、「宿泊業、飲食サービス業」(7.3%)、「不動産業、物品賃借業」(7.1%)の順で多くなっている。(図表1)

【図表1 業種(全体)】



2. 従業員規模

問2 従業員数についてご記入ください。(他の会社に派遣している者は除く)

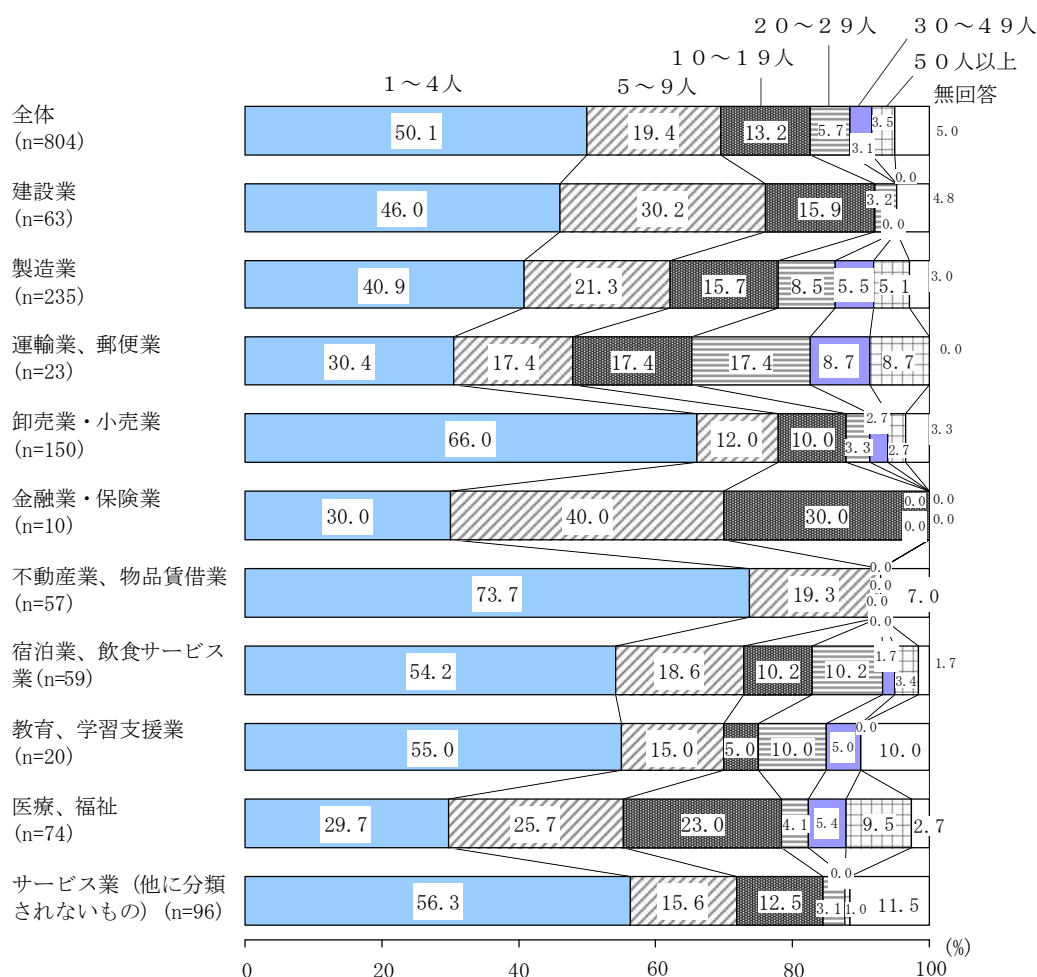
(1) 従業員総数

従業員規模(従業員総数)は、「1～4人」が50.1%で最も多く、次いで「5～9人」が19.4%で、10人未満が全体の約7割を占めている。

業種別では、「1～4人」は「不動産業、物品賃借業」が73.7%で最も高い。これに次いで「卸売業・小売業」の66.0%となっている。「宿泊業、飲食サービス業」や「教育、学習支援業」、「サービス業(他に分類されないもの)」も「1～4人」が5割を超えている。

一方、「運輸業、郵便業」や「金融業・保険業」(サンプル数10件)、「医療、福祉」の各業種では5人以上の割合が高くなっている。(図表2-1-1)

【図表2-1-1 従業員総数(全体、業種別)】



※情報通信業(3事業所)、複合サービス事業(1事業所)はサンプル数が少ないため省略

(情報通信業:「1～4人」2事業所、「5～9人」1事業所、複合サービス事業所:「無回答」1事業所)

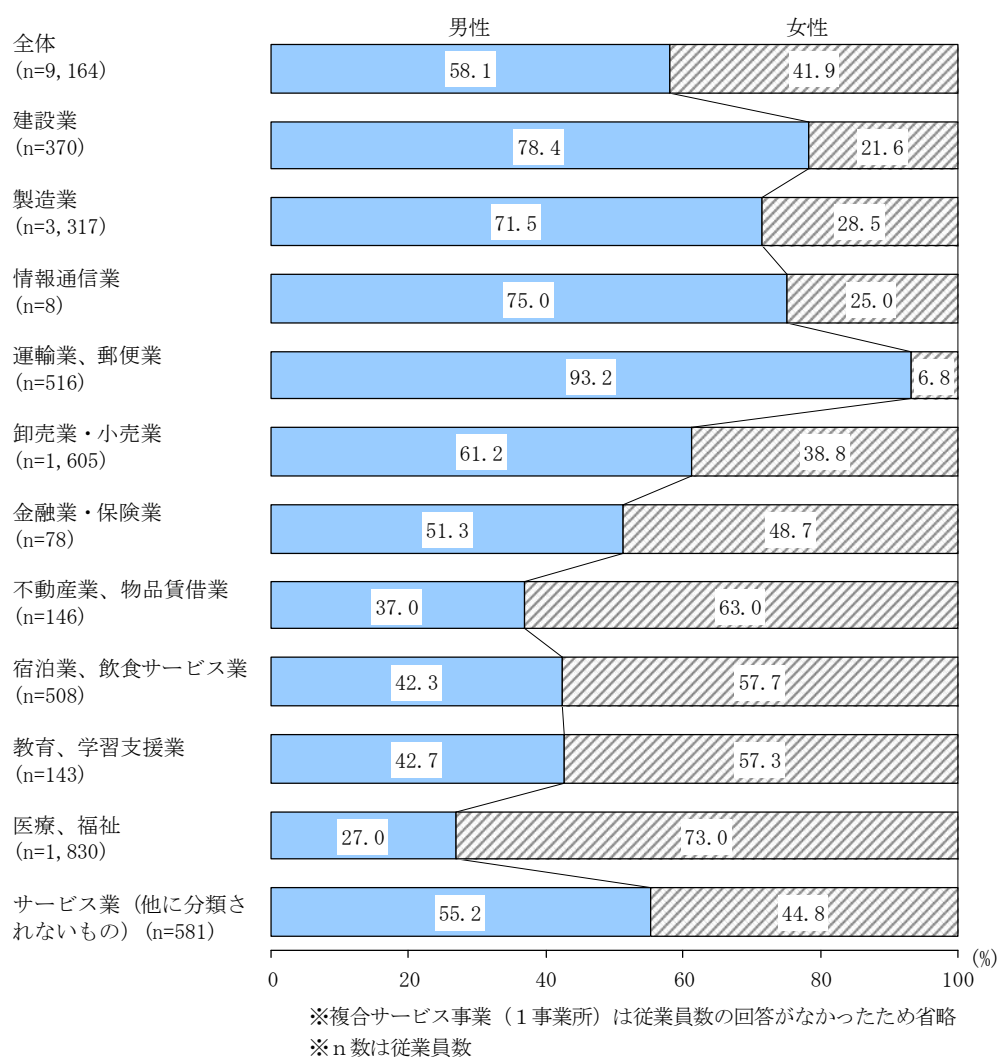
(2) 男女別従業員数

従業員規模（従業員総数）について、男女の割合をみると、「男性」が 58.1%に対し「女性」が 41.9%で男性の割合のほうが 16.2 ポイント高い。

業種別では、男性の割合は、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」の各業種では全体に比べ 10 ポイント以上高く、特に「運輸業、郵便業」は 93.2%で、女性の割合はかなり低い。

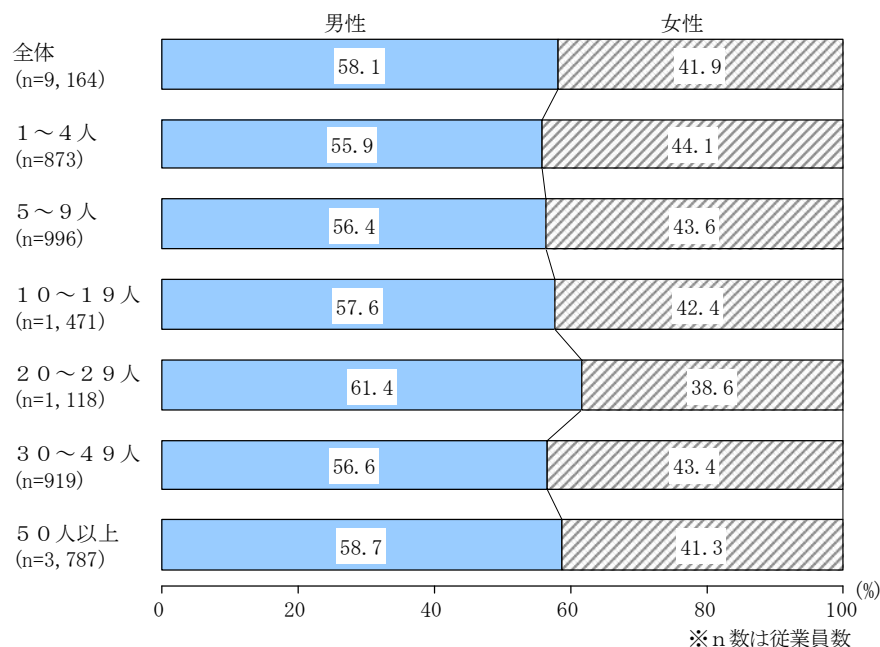
これに対し、「不動産業、物品賃借業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」では、男性よりも女性の割合のほうが高く、特に「医療、福祉」では 7 割強を占めている。（図表 2-2-1、図表 2-2-3）

【図表 2-2-1 男女別従業員総数（全体、業種別）】



従業員規模（従業員総数）別では、規模に関係なく、男性の割合が高く、20～29人の事業所では「男性」が61.4%で最も高くなっている。（図表 2-2-2、図表 2-2-3）

【図表 2-2-2 男女別従業員総数（全体、従業員規模別）】



【図表 2-2-3 男女別従業員総数（全体、業種別、従業員規模別）】

		従業員数（人）			構成比（％）	
		総数	男性	女性	男性	女性
全 体		9,164	5,328	3,836	58.1	41.9
業 種 別	建設業	370	290	80	78.4	21.6
	製造業	3,317	2,371	946	71.5	28.5
	情報通信業	8	6	2	75.0	25.0
	運輸業、郵便業	516	481	35	93.2	6.8
	卸売業・小売業	1,605	982	623	61.2	38.8
	金融業・保険業	78	40	38	51.3	48.7
	不動産業、物品賃借業	146	54	92	37.0	63.0
	宿泊業、飲食サービス業	508	215	293	42.3	57.7
	教育、学習支援業	143	61	82	42.7	57.3
	医療、福祉	1,830	495	1,335	27.0	73.0
	サービス業（他に分類されないもの）	581	321	260	55.2	44.8
従 業 員 規 模 別	1～4人	873	488	385	55.9	44.1
	5～9人	996	562	434	56.4	43.6
	10～19人	1,471	848	623	57.6	42.4
	20～29人	1,118	687	431	61.4	38.6
	30～49人	919	520	399	56.6	43.4
	50人以上	3,787	2,223	1,564	58.7	41.3

※総数には男女別が不詳の従業員を含むため、男性と女性の合計は総数と一致しない場合がある

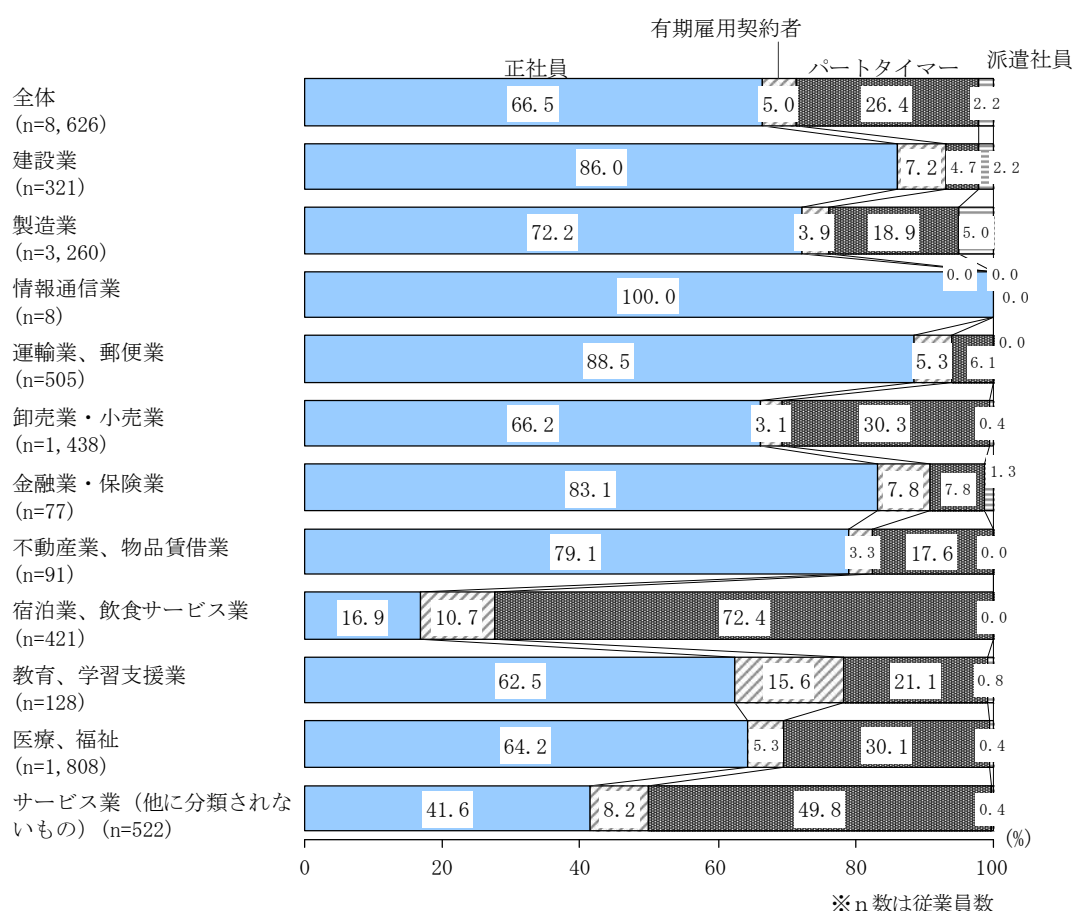
※ n 数は従業員数

(3) 雇用形態別従業員数

従業員の雇用形態は、全体では「正社員」が66.5%で最も多く、次いで「パートタイマー」が26.4%で、非正規雇用者（有期雇用契約者、パートタイマー、派遣社員）は全体の33.6%である。（図表 2-3-1）

業種別では、「宿泊業、飲食サービス業」を除く業種で「正社員」の割合が高く、「建設業」や「情報通信業」、「運輸、郵便業」、「金融業・保険業」では8割を超えている。これに対し「宿泊業、飲食サービス業」では、「パートタイマー」が72.4%と高く、「卸売業・小売業」や「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」でも3～4割はパートタイマーとなっている。（図表 2-3-1、図表 2-3-3）

【図表 2-3-1 雇用形態別従業員総数（全体、業種別）】



※正社員：期間を定めずに雇用している労働者（パートタイマーを除く）

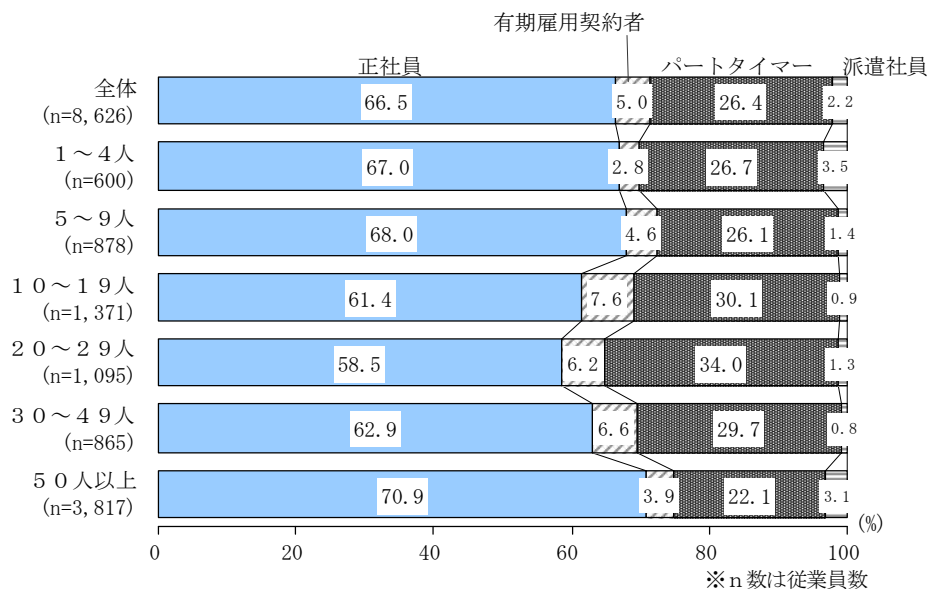
※有期雇用契約者：期間を定めて雇用している労働者（パートタイマーを除く）

※パートタイマー：1週間の所定労働時間が正社員と比べて短い労働者

※派遣社員：他の会社から派遣されて、この事業所で働いている労働者

従業員規模別でみると、50人以上の事業所では「正社員」が約7割を占める。「パートタイマー」の割合は、20～29人の事業所が34.0%で最も高くなっている。(図表2-3-2、図表2-3-3)

【図表2-3-2 雇用形態別従業員総数（全体、従業員規模別）】



【図表2-3-3 雇用形態別従業員総数（全体、業種別、従業員規模別）】

		従業員数（人）					構成比（%）			
		総数	正社員	約有者期雇用契	パートタイ	派遣社員	正社員	約有者期雇用契	パートタイ	派遣社員
全 体		9,164	5,733	433	2,273	187	62.6	4.7	24.8	2.0
業 種 別	建設業	370	276	23	15	7	74.6	6.2	4.1	1.9
	製造業	3,317	2,355	127	616	162	71.0	3.8	18.6	4.9
	情報通信業	8	8	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	516	447	27	31	0	86.6	5.2	6.0	0.0
	卸売業・小売業	1,605	952	44	436	6	59.3	2.7	27.2	0.4
	金融業・保険業	78	64	6	6	1	82.1	7.7	7.7	1.3
	不動産業、物品賃借業	146	72	3	16	0	49.3	2.1	11.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	508	71	45	305	0	14.0	8.9	60.0	0.0
	教育、学習支援業	143	80	20	27	1	55.9	14.0	18.9	0.7
	医療、福祉	1,830	1,161	95	544	8	63.4	5.2	29.7	0.4
	サービス業（他に分類されないもの）	581	217	43	260	2	37.3	7.4	44.8	0.3
従 業 員 規 模 別	1～4人	873	402	17	160	21	46.0	1.9	18.3	2.4
	5～9人	996	597	40	229	12	59.9	4.0	23.0	1.2
	10～19人	1,471	842	104	412	13	57.2	7.1	28.0	0.9
	20～29人	1,118	641	68	372	14	57.3	6.1	33.3	1.3
	30～49人	919	544	57	257	7	59.2	6.2	28.0	0.8
	50人以上	3,787	2,707	147	843	120	71.5	3.9	22.3	3.2

※総数には雇用形態不詳の従業者を含むため、雇用形態別の内訳の合計と総数は一致しない

※n数は従業員数

Ⅲ. 回答事業所の労働条件・雇用動向

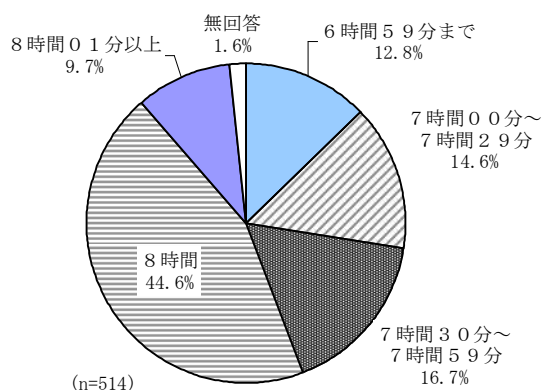
1. 正社員の労働時間について

(1) 所定労働時間

問3 <正社員について>所定労働時間(就業規則や慣行などによる始業時刻と終業時刻の間の、休憩時間を除いた時間)は、どうなっていますか。(該当する番号1つに○)

① 1日の所定労働時間

【図表 1-1-1① 1日の所定労働時間(全体)】



正社員の所定労働時間について、回答事業所全体では「8時間」が44.6%を占め、これに続いて「7時間30分～7時間59分」(16.7%)、「7時間00分～7時間29分」(14.6%)となっている。所定労働時間は7時間～8時間が75.9%を占めている。(図表 1-1-1①)

業種別では、「8時間」の割合は、「情報通信業」、「不動産業、物品賃借業」、「教育、学習支援業」を除く各業種で高くなっている。(図表 1-1-1②)

従業員規模別でも、30～49人を除く事業所では、「8時間」の割合が高い。また、8時間未満までの割合は、30～49人の事業所で最も高くなっている。(図表 1-1-1②)

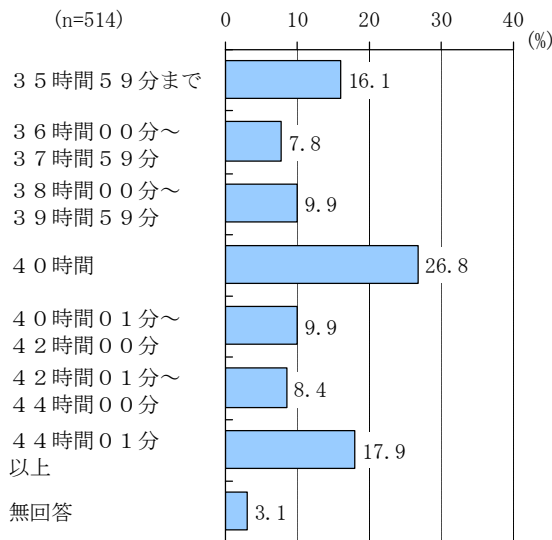
【図表 1-1-1② 1日の所定労働時間(業種別、従業員規模別)】

		n	6時間59分まで	7時間00分～7時間29分	7時間30分～7時間59分	8時間	8時間01分以上	無回答
業種別								
	建設業	46	2.2	15.2	15.2	54.3	8.7	4.3
	製造業	178	6.2	11.8	24.2	50.0	7.3	0.6
	情報通信業	3	33.3	-	66.7	-	-	-
	運輸業、郵便業	20	-	10.0	20.0	60.0	10.0	-
	卸売業・小売業	82	9.8	14.6	17.1	42.7	15.9	-
	金融業・保険業	9	11.1	11.1	11.1	66.7	-	-
	不動産業、物品賃借業	28	57.1	7.1	-	21.4	3.6	10.7
	宿泊業、飲食サービス業	26	11.5	3.8	-	53.8	30.8	-
	教育、学習支援業	6	-	16.7	50.0	16.7	16.7	-
	医療、福祉	60	25.0	26.7	11.7	31.7	5.0	-
	サービス業(他に分類されないもの)	50	16.0	22.0	10.0	40.0	10.0	2.0
従業員規模別								
	1～4人	187	21.4	14.4	7.0	36.4	17.6	3.2
	5～9人	135	11.1	12.6	19.3	47.4	8.1	1.5
	10～19人	97	6.2	19.6	15.5	56.7	2.1	-
	20～29人	43	9.3	7.0	30.2	48.8	4.7	-
	30～49人	24	4.2	16.7	45.8	29.2	4.2	-
	50人以上	28	-	17.9	28.6	50.0	3.6	-

※複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

② 1週間の所定労働時間

【図表 1-1-2① 1週間の所定労働時間（全体）】



正社員の1週間の所定労働時間は、全体では「40時間」が26.8%で最も多く、これ次いで「44時間01分以上」が17.9%、「35時間59分まで」が16.1%となっている。（図表 1-1-2①）

業種別では、「建設業」、「情報通信業」、「不動産業、物品賃借業」、「医療、福祉」を除く各業種では「40時間」の割合が高い。「建設業」や「宿泊業、飲食サービス業」では「44時間01分以上」の割合が高い。「不動産業、物品賃借業」、「医療、福祉」の各業種については、「35時間59分まで」の割合が高い。（図表 1-1-2②）

従業員規模別では、5人以上の事業所では「40時間」の割合が最も高くなっているが、1～4人の事業所では「35時間59分まで」と「44時間01分以上」の各割合が高い。1～4人規模の事業所の割合は、「卸売業・小売業」や「不動産業、物品賃借業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「サービス業（他に分類されないもの）」で高く、所定外労働時間の比較的多いサービス業が含まれていることから、長時間労働の割合が高くなっているものと考えられる。（図表 1-1-2②）

【図表 1-1-2② 1週間の所定労働時間（業種別、従業員規模別）】

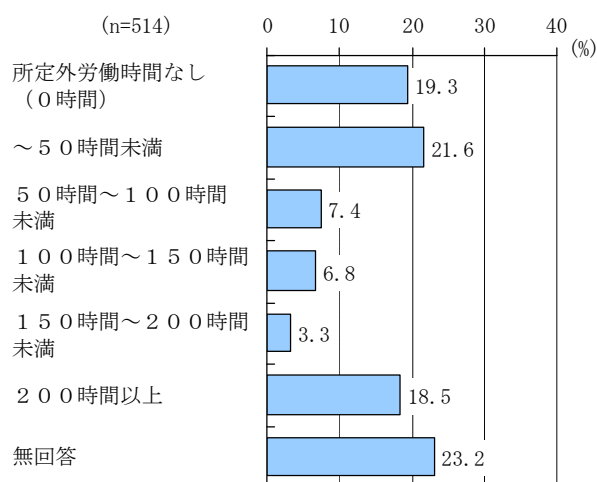
		n	35時間59分まで	36時間00分～37時間59分	38時間00分～39時間59分	40時間	40時間01分～42時間00分	42時間01分～44時間00分	44時間01分以上	無回答
業種別	建設業	46	2.2	2.2	10.9	19.6	10.9	17.4	37.0	-
	製造業	178	6.7	8.4	11.2	28.7	14.6	8.4	18.0	3.9
	情報通信業	3	33.3	66.7	-	-	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	20	5.0	-	5.0	70.0	10.0	10.0	-	-
	卸売業・小売業	82	15.9	4.9	7.3	29.3	11.0	8.5	23.2	-
	金融業・保険業	9	11.1	-	11.1	66.7	-	-	-	11.1
	不動産業、物品賃借業	28	57.1	3.6	3.6	14.3	-	7.1	-	14.3
	宿泊業、飲食サービス業	26	11.5	-	3.8	30.8	11.5	3.8	38.5	-
	教育、学習支援業	6	-	-	33.3	33.3	-	16.7	16.7	-
	医療、福祉	60	38.3	16.7	13.3	21.7	3.3	5.0	1.7	-
	サービス業（他に分類されないもの）	50	20.0	14.0	10.0	14.0	8.0	8.0	24.0	2.0
従業員規模別	1～4人	187	26.2	4.3	2.1	16.0	10.2	7.5	28.3	5.3
	5～9人	135	14.8	7.4	8.1	29.6	8.9	8.1	19.3	3.7
	10～19人	97	8.2	9.3	17.5	35.1	10.3	9.3	9.3	1.0
	20～29人	43	4.7	7.0	18.6	39.5	11.6	14.0	4.7	-
	30～49人	24	8.3	16.7	20.8	25.0	16.7	8.3	4.2	-
	50人以上	28	7.1	21.4	21.4	39.3	3.6	3.6	3.6	-

※複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

(2) 所定外労働時間

問4 <正社員について>所定外労働時間（残業、早出や休日出勤などの時間）はどうなっていますか。（時間の記入）（※年間の1人平均時間）

【図表 1-2① 所定外労働時間（全体）】年間



正社員の所定外労働時間は、全体では「～50時間未満」が21.6%で最も多く、これに次いで「所定外労働時間なし（0時間）」が19.3%となっている。

一方、「200時間以上」の事業所が18.5%となっている。（図表 1-2①）

業種別では、「建設業」、「製造業」、「金融業・保険業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」は「～50時間未満」の割合が最も高くなっているが、「製造業」や「運輸業、郵便業」、

「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」では、「200時間以上」の割合が最も高くなっている。（図表 1-2②）

従業員規模別では、1～4人及び5～9人までの事業所は50時間未満までの割合が高く4割を占める。10～49人の事業所では「200時間以上」の割合が高い。従業員規模が増すごとに平均所定外労働時間も増加傾向にあるが、50人以上の規模の事業所の平均時間は逆に減少しており、残業時間の縮減に取り組んでいる様子が伺える。（図表 1-2②）

【図表 1-2② 所定外労働時間（業種別、従業員規模別）】

(%)										
		n	(所定外労働時間なし (0時間))	50時間未満	1500時間未満	11500時間未満	210500時間未満	2000時間以上	無回答	平均時間(時間)
業種別	建設業	46	8.7	23.9	8.7	10.9	6.5	17.4	23.9	165.5
	製造業	178	21.3	21.9	7.9	7.9	3.9	21.9	15.2	150.2
	情報通信業	3	33.3	33.3	-	-	-	-	33.3	0.1
	運輸業・郵便業	20	5.0	15.0	5.0	5.0	-	60.0	10.0	474.0
	卸売業・小売業	82	25.6	24.4	6.1	6.1	-	14.6	23.2	91.9
	金融業・保険業	9	22.2	44.4	11.1	-	-	11.1	11.1	46.8
	不動産業・物品賃借業	28	32.1	3.6	-	-	-	3.6	60.7	25.8
	宿泊業・飲食サービス業	26	15.4	7.7	7.7	15.4	-	19.2	34.6	199.2
	教育・学習支援業	6	16.7	16.7	-	-	-	33.3	33.3	205.5
	医療・福祉	60	15.0	31.7	11.7	6.7	3.3	13.3	18.3	83.9
サービス業（他に分類されないもの）		50	18.0	20.0	8.0	4.0	8.0	14.0	28.0	173.2
従業員規模別	1～4人	187	27.3	20.9	3.2	2.7	1.1	9.1	35.8	110.8
	5～9人	135	22.2	20.7	8.1	5.2	5.2	17.0	21.5	162.8
	10～19人	97	12.4	19.6	10.3	11.3	6.2	26.8	13.4	149.2
	20～29人	43	11.6	16.3	9.3	9.3	2.3	39.5	11.6	201.3
	30～49人	24	4.2	16.7	20.8	12.5	4.2	29.2	12.5	237.5
	50人以上	28	-	50.0	7.1	17.9	-	17.9	7.1	95.0

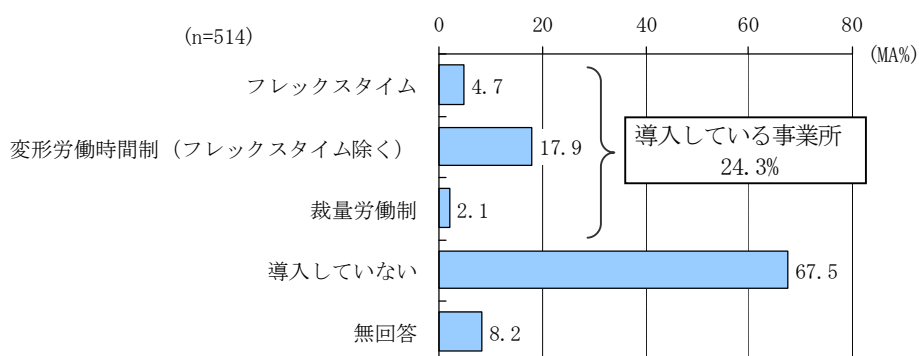
※複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

(3) 労働時間制の導入状況

問5 <正社員について>次のような労働時間制を導入していますか。(該当する項目すべてに○)

正社員について労働時間制を導入する事業所は、回答事業所全体の24.3%で、そのうち「変形労働時間制（フレックスタイム除く）」が17.9%と多くなっている。(図表 1-3①)

【図表 1-3① 労働時間制の導入状況（全体）】



業種別では、「変形労働時間制（フレックスタイム除く）」を導入する事業所の割合は、「宿泊業、飲食サービス業」が46.2%（サンプル数26件）で最も高く、これに次いで「運輸業、郵便業」が40.0%（同20件）となっている。(図表 1-3②)

従業員規模別では、「変形労働時間制（フレックスタイム除く）」の割合は、10人以上の事業所で高く、20～29人の事業所が41.9%で最も高くなっている。(図表 1-3②)

【図表 1-3② 労働時間制の導入状況（業種別、従業員規模別）】

		(MA%)					
		n	フレックスタイム	変形労働時間制（フレックスタイム除く）	裁量労働制	導入していない	無回答
業種別	建設業	46	6.5	4.3	2.2	82.6	4.3
	製造業	178	2.8	14.0	2.8	73.6	7.3
	情報通信業	3	－	－	33.3	66.7	－
	運輸業・郵便業	20	10.0	40.0	5.0	40.0	5.0
	卸売業・小売業	82	2.4	19.5	1.2	69.5	7.3
	金融業・保険業	9	－	11.1	－	88.9	－
	不動産業・物品賃借業	28	17.9	3.6	3.6	46.4	28.6
	宿泊業・飲食サービス業	26	－	46.2	－	50.0	3.8
	教育・学習支援業	6	16.7	33.3	－	33.3	16.7
	医療・福祉	60	1.7	28.3	－	65.0	6.7
サービス業（他に分類されないもの）		50	10.0	14.0	2.0	64.0	10.0
従業員規模別	１～４人	187	5.9	4.3	2.7	74.9	12.3
	５～９人	135	4.4	8.1	2.2	76.3	8.9
	１０～１９人	97	4.1	27.8	1.0	61.9	5.2
	２０～２９人	43	4.7	41.9	－	51.2	2.3
	３０～４９人	24	－	37.5	－	62.5	－
	５０人以上	28	3.6	67.9	7.1	25.0	3.6

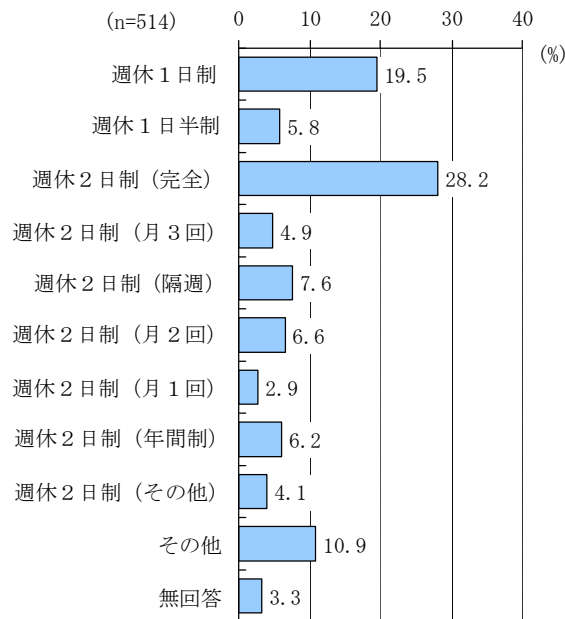
※複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

2. 休日・休暇について

(1) 1週間の休日の状況

問6 <正社員について> 1週間の休日はどのようなになっていますか。(該当する番号1つに○)

【図表 2-1① 1週間の休日の状況 (全体)】



正社員の1週間の休日は、「週休2日制 (完全)」が全体の28.2%で最も多い。これに次いで「週休1日制」が19.5%となっている。

(図表 2-1①)

業種別では、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」を除く事業所で「週休2日制 (完全)」の割合が高い。「建設業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」では「週休1日制」の割合が高く、「卸売業・小売業」では、「週休1日制」と「週休2日制 (完全)」が同率となっている。(図表 2-1②)

従業員規模別では、1～4人の事業所は「週休1日制」と「週休2日制 (完全)」が各30.5%で同率となっている。5人以上の事業所では「週休2日制 (完全)」の割合が高い。(図表 2-1②)

【図表 2-1② 1週間の休日の状況 (業種別、従業員規模別)】

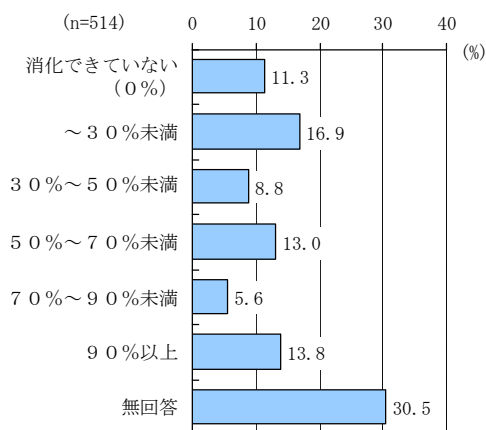
		n	週休1日制	週休1日半制	週休2日制 (完全)	週休2日制 (月3回)	週休2日制 (隔週)	週休2日制 (月2回)	週休2日制 (月1回)	週休2日制 (年間制)	週休2日制 (その他)	その他	無回答
業種別	建設業	46	43.5	4.3	13.0	-	8.7	4.3	4.3	6.5	2.2	10.9	2.2
	製造業	178	12.9	5.1	23.6	7.3	13.5	10.1	4.5	9.6	3.9	7.3	2.2
	情報通信業	3	-	-	66.7	-	-	-	-	-	33.3	-	-
	運輸業、郵便業	20	-	5.0	50.0	-	15.0	20.0	-	-	-	10.0	-
	卸売業・小売業	82	28.0	6.1	28.0	6.1	6.1	4.9	3.7	3.7	4.9	8.5	-
	金融業・保険業	9	-	-	88.9	11.1	-	-	-	-	-	-	-
	不動産業、物品賃借業	28	14.3	-	35.7	-	-	-	3.6	-	-	21.4	25.0
	宿泊業、飲食サービス業	26	42.3	3.8	11.5	3.8	-	11.5	-	7.7	7.7	11.5	-
	教育、学習支援業	6	50.0	-	33.3	-	-	-	-	16.7	-	-	-
	医療、福祉	60	5.0	15.0	40.0	1.7	1.7	1.7	-	6.7	8.3	18.3	1.7
	サービス業 (他に分類されないもの)	50	26.0	6.0	28.0	6.0	4.0	2.0	2.0	4.0	2.0	18.0	2.0
従業員規模別	1～4人	187	30.5	7.0	30.5	1.6	4.3	3.2	2.7	1.1	3.2	10.2	5.9
	5～9人	135	21.5	9.6	31.9	5.2	8.1	5.2	3.7	4.4	-	8.1	2.2
	10～19人	97	10.3	2.1	21.6	6.2	11.3	9.3	2.1	11.3	10.3	13.4	2.1
	20～29人	43	9.3	2.3	23.3	7.0	11.6	14.0	4.7	11.6	4.7	9.3	2.3
	30～49人	24	-	-	29.2	16.7	8.3	20.8	4.2	8.3	4.2	8.3	-
	50人以上	28	-	3.6	25.0	7.1	7.1	3.6	-	21.4	7.1	25.0	-

※複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

(2) 年次有給休暇の消化率

問7 <正社員について>年次有給休暇の消化率（年間消化日数／年間付与日数）はどのようになっていますか。（1人平均の消化率の記入）

【図表 2-1① 年次有給休暇の消化率（全体）】



正社員の年次有給休暇の消化率は、50%未満の事業所が37.0%、50%以上の事業所が32.4%となっている。50%未満の事業所では、「~30%未満」が16.9%で最も多く、次いで「消化できていない (0%)」が11.3%となっている。一方、50%以上の事業所では、「90%以上」が13.8%、「50%~70%未満」が13.0%となっている。（図表 2-1①）

業種別では、年次有給休暇の消化率が50%以上の割合が高い事業所は、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業・保険業」、「不動産業、

物品賃借業」、「医療、福祉」の各業種で、「情報通信業」、「金融業・保険業」、「不動産業、物品賃借業」、「医療、福祉」では「90%以上」の割合が高い。これに対し、消化率が50%未満の事業所は、「製造業」、「卸売業・小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」で、特に「宿泊業、飲食サービス業」（サンプル数26件）では「消化できていない (0%)」及び「~30%未満」の各割合が高くなっている。（図表 2-1②）

従業員規模別においても、1~4人の小規模の事業所において「消化できていない (0%)」割合が顕著となっている。サービス業は所定外労働時間が長く、有給休暇の取得率も低調なことから、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）がうまく図れるよう取組みが求められる。（図表 2-1②）

【図表 2-1② 年次有給休暇の消化率（業種別、従業員規模別）】

(%)									
		n	消化できていない (0%)	30%未満	30% 50%未満	50% 70%未満	70% 90%未満	90%以上	無回答
業種別	建設業	46	17.4	15.2	6.5	13.0	6.5	2.2	39.1
	製造業	178	11.8	19.1	12.9	15.7	5.6	9.0	25.8
	情報通信業	3	-	33.3	-	-	-	66.7	-
	運輸業・郵便業	20	5.0	20.0	5.0	25.0	5.0	20.0	20.0
	卸売業・小売業	82	6.1	24.4	8.5	7.3	3.7	9.8	40.2
	金融業・保険業	9	-	22.2	22.2	22.2	-	33.3	-
	不動産業、物品賃借業	28	7.1	-	3.6	-	-	39.3	50.0
	宿泊業、飲食サービス業	26	19.2	19.2	-	11.5	-	7.7	42.3
	教育、学習支援業	6	-	16.7	16.7	16.7	-	16.7	33.3
	医療、福祉	60	11.7	13.3	10.0	15.0	13.3	25.0	11.7
サービス業（他に分類されないもの）		50	16.0	8.0	2.0	14.0	8.0	14.0	38.0
従業員規模別	1～4人	187	17.1	7.0	2.7	8.0	1.6	18.2	45.5
	5～9人	135	9.6	14.1	8.1	12.6	10.4	12.6	32.6
	10～19人	97	6.2	24.7	12.4	18.6	6.2	11.3	20.6
	20～29人	43	14.0	30.2	14.0	20.9	4.7	9.3	7.0
	30～49人	24	4.2	29.2	20.8	12.5	4.2	16.7	12.5
	50人以上	28	-	39.3	21.4	17.9	10.7	3.6	7.1

※複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

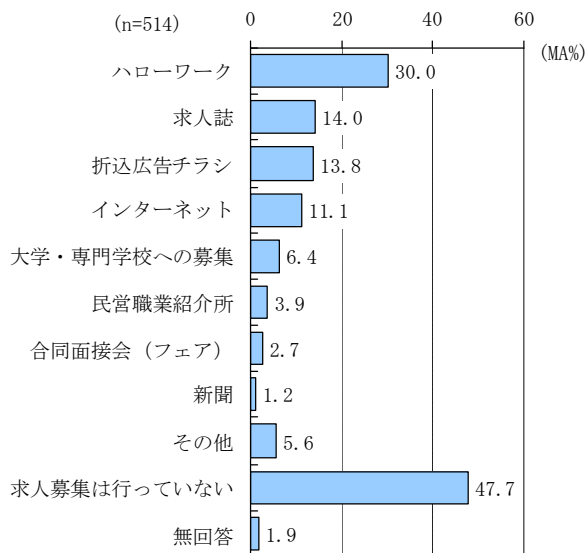
3. 求人・雇用状況について

(1) 求人募集方法と年齢制限の有無

① 求人募集方法

問8 求人募集はどのような方法で行っていますか。(該当する項目すべてに○)

【図表 3-1-1① 求人募集方法（全体）】



求人募集方法は、「ハローワーク」が30.0%で最も多い。これに次いで「求人誌」(14.0%)、「折込広告チラシ」(13.8%)、「インターネット」(11.1%)となっている。(図表 3-1-1①)

業種別では、「ハローワーク」の割合は、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「医療、福祉」の各業種で高い。「インターネット」は、「金融業・保険業」が44.4%（サンプル数9件）、「宿泊業、飲食サービス業」が34.6%（同26件）となっている。また、「宿泊業、飲食サービス業」では「求人誌」の割合が高く、「医療、福祉」では「ハローワーク」だけでなく「折込広告チラシ」や「求人誌」も高い。(図表 3-1-1②)

従業員規模別では、「ハローワーク」の割合は、20人以上の事業所で6割を占めている。「インターネット」は10人以上の事業者が、「大学・専門学校への募集」や「折込広告チラシ」は50人以上（サンプル数28件）の事業者が高い。(図表 3-1-1②)

【図表 3-1-1② 求人募集方法（業種別、従業員規模別）】

		(MA%)											
		n	ハローワーク	民営職業紹介所	合同面接会（フェア）	新聞	求人誌	インターネット	の大学・専門学校へ	折込広告チラシ	その他	求人募集は行っていない	無回答
業種別	建設業	46	26.1	-	-	-	8.7	4.3	2.2	2.2	-	67.4	4.3
	製造業	178	41.0	4.5	2.8	1.1	7.9	8.4	4.5	16.3	5.1	41.6	1.7
	情報通信業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	運輸業、郵便業	20	55.0	-	-	5.0	5.0	10.0	-	5.0	5.0	40.0	5.0
	卸売業・小売業	82	23.2	4.9	-	1.2	19.5	11.0	6.1	8.5	7.3	53.7	-
	金融業・保険業	9	22.2	-	11.1	11.1	11.1	44.4	11.1	-	11.1	44.4	-
	不動産業、物品賃借業	28	-	-	-	-	-	-	-	-	3.6	92.9	3.6
	宿泊業、飲食サービス業	26	3.8	-	-	-	38.5	34.6	7.7	3.8	15.4	38.5	-
	教育、学習支援業	6	16.7	-	-	-	-	16.7	16.7	-	-	66.7	-
	医療、福祉	60	45.0	10.0	11.7	-	30.0	18.3	16.7	43.3	5.0	21.7	1.7
	サービス業（他に分類されないもの）	50	16.0	4.0	2.0	2.0	16.0	8.0	8.0	10.0	8.0	50.0	2.0
従業員規模別	1～4人	187	12.3	2.1	-	0.5	4.3	-	1.6	2.1	4.8	76.5	1.6
	5～9人	135	23.0	2.2	1.5	0.7	10.4	6.7	4.4	14.1	5.2	52.6	3.7
	10～19人	97	38.1	4.1	2.1	1.0	23.7	20.6	9.3	19.6	4.1	25.8	-
	20～29人	43	67.4	7.0	-	2.3	23.3	25.6	9.3	20.9	11.6	9.3	-
	30～49人	24	62.5	4.2	4.2	-	41.7	37.5	8.3	29.2	8.3	8.3	8.3
	50人以上	28	67.9	17.9	32.1	7.1	25.0	28.6	32.1	46.4	7.1	-	-

※複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

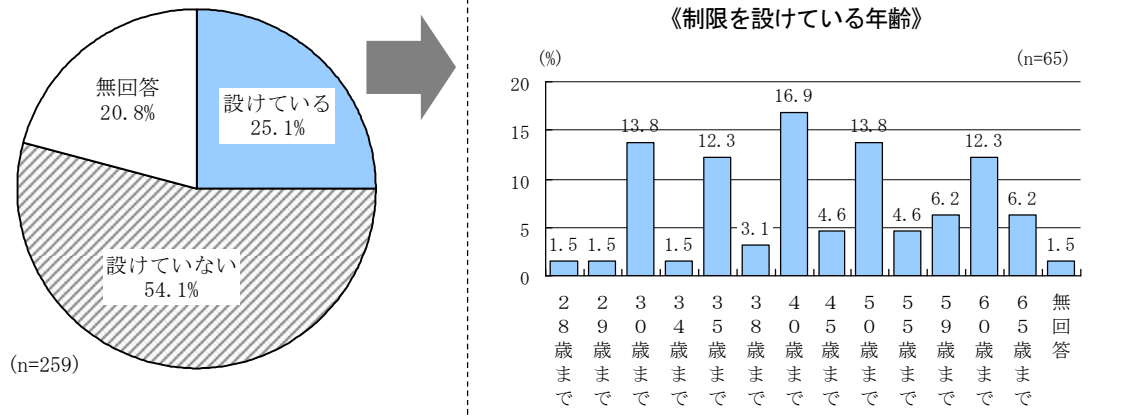
② 年齢制限の有無と設定年齢

【問8で「求人募集は行っていない」以外を回答された方におうかがいします。】

問9 求人募集に年齢制限を設けていますか。（設けている場合は年齢もご記入下さい。）

求人募集の際、年齢制限を設けている事業所は25.1%で、制限年齢は「40歳まで」（16.9%）、「30歳まで」「50歳まで」（ともに13.8%）、「35歳まで」「60歳まで」（ともに12.3%）などが多くなっている。平均年齢は45.0歳である。（図表3-1-2①）

【図表3-1-2① 年齢制限の有無と設定年齢（全体）】



業種別では、年齢制限を設けている割合は、「建設業」が46.2%（サンプル数13件）で最も高く、次いで「製造業」の31.7%となっている。設けている制限年齢の平均は、「建設業」が35.7歳、「製造業」が44.3歳となっている。（図表3-1-2②）

【図表3-1-2② 年齢制限の有無と設定年齢（業種別、従業員規模別）】

		(%)			
		n	設 け て い る	設 け て い な い	無 回 答
業 種 別	建設業	13	46.2	38.5	15.4
	製造業	101	31.7	50.5	17.8
	運輸業、郵便業	11	18.2	72.7	9.1
	卸売業・小売業	38	23.7	60.5	15.8
	金融業・保険業	5	-	40.0	60.0
	不動産業、物品賃借業	1	-	-	100.0
	宿泊業、飲食サービス業	16	6.3	62.5	31.3
	教育、学習支援業	2	-	100.0	-
	医療、福祉	46	21.7	63.0	15.2
	サービス業（他に分類されないもの）	24	20.8	37.5	41.7
従 業 員 規 模 別	1～4人	41	31.7	39.0	29.3
	5～9人	59	28.8	54.2	16.9
	10～19人	72	18.1	56.9	25.0
	20～29人	39	25.6	56.4	17.9
	30～49人	20	35.0	55.0	10.0
	50人以上	28	17.9	64.3	17.9

※情報通信業、複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

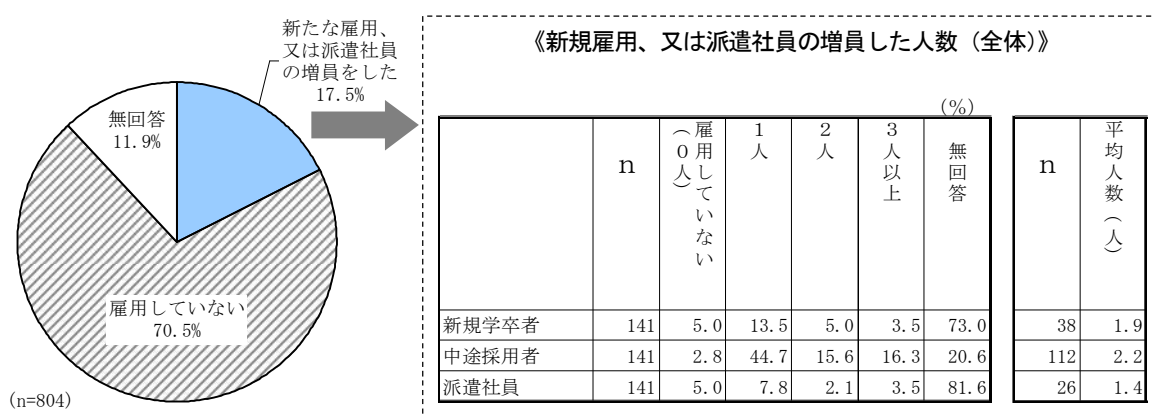
(2) 従業員の採用・雇用状況

① 新規従業員の雇用等の状況

問 10 平成 25 年 4 月から現在（平成 25 年 8 月 1 日）までの間に、新たな従業員の雇用、又は派遣社員の増員をされましたか。（新規雇用・派遣増員の場合には人数もご記入下さい。）

平成 25 年 4 月から 8 月 1 日までの間に、新規雇用者又は派遣社員の増員を行った事業所は 17.5%で、雇用人数は、新規学卒者、中途採用者、派遣社員の増員とも「1 人」が最も多くなっている。平均雇用人数（増員人数）は、新規学卒者が 1.9 人、中途採用者は 2.2 人、派遣社員は 1.4 人となっている。（図表 3-2-1①）

【図表 3-2-1① 新規従業員の雇用等の状況（全体）】



業種別では、新規雇用者又は派遣社員の増員を行った業種は、「医療、福祉」が 39.2%で最も高く、これに次いで「宿泊業、飲食サービス業」の 23.7%となっている。

従業員規模別では、新規雇用・派遣社員の増員を行った事業所は、50 人以上の事業所では 85.7%（サンプル数 28 件）と高い割合を占める一方、4 人未満の事業所においては新規雇用を控える傾向が強い（2.7%）。（図表 3-2-1②）

【図表 3-2-1② 新規従業員の雇用等の状況（業種別、従業員規模別）】

					(%)
		n	新たな雇 用、又は 派遣社員 の増員を した	雇用してい ない	無回 答
業種別	建設業	63	15.9	76.2	7.9
	製造業	235	19.6	71.1	9.4
	情報通信業	3	-	100.0	-
	運輸業・郵便業	23	21.7	65.2	13.0
	卸売業・小売業	150	12.7	75.3	12.0
	金融業・保険業	10	20.0	80.0	-
	不動産業・物品貸借業	57	-	75.4	24.6
	宿泊業・飲食サービス業	59	23.7	66.1	10.2
	教育・学習支援業	20	15.0	55.0	30.0
	医療・福祉	74	39.2	58.1	2.7
複合サービス事業	1	-	-	100.0	
サービス業（他に分類されないもの）		96	11.5	69.8	18.8
従業員規模別	1～4人	403	2.7	80.6	16.6
	5～9人	156	16.7	79.5	3.8
	10～19人	106	35.8	62.3	1.9
	20～29人	46	60.9	39.1	-
	30～49人	25	56.0	36.0	8.0
	50人以上	28	85.7	14.3	-

② 従業員の新規雇用・派遣社員の増員状況

【問10で「新たな雇用、又は派遣社員の増員をした」と回答された方におうかがいします。】

問 11 新たに雇用した従業員又は派遣社員の増員の内訳をご記入ください。

平成 25 年 4 月から 8 月 1 日までの間に、新たに雇用、又は派遣社員の増員を行った事業所について、雇用形態別の平均雇用（増員）人数は、正社員が 1.9 人、有期雇用契約者が 1.5 人、パートタイマーが 2.8 人、派遣社員が 1.7 人となっている。（図表 3-2-2①）

【図表 3-2-2① 従業員の新規雇用・派遣社員の増員状況（全体）】

（％）								
	n	雇用 していない (0人)	1 人	2 人	3 人以上	無 回 答	n	平均 雇用 人数 (人)
正社員	141	3.5	36.9	10.6	13.5	35.5	91	1.9
有期雇用契約者	141	7.8	3.5	2.1	3.5	83.0	24	1.5
パートタイマー	141	5.0	19.1	7.8	9.2	58.9	58	2.8
派遣社員	141	6.4	5.7	2.1	4.3	81.6	26	1.7

【図表 3-2-2② 従業員の新規雇用・派遣社員の増員状況（業種別、従業員規模別）】

(%)								(%)										
		n	正社員					n	平均 雇用 人数 (人)		n	有期雇用契約者					n	平均 雇用 人数 (人)
			(雇 用 して い ない 0人)	1 人	2 人	3 人 以 上	無 回 答					(雇 用 して い ない 0人)	1 人	2 人	3 人 以 上	無 回 答		
業 種 別	建設業	10	-	80.0	10.0	-	10.0	9	1.1	10	-	-	10.0	-	90.0	1	2	
	製造業	46	-	41.3	19.6	19.6	19.6	37	1.9	46	8.7	2.2	-	2.2	87.0	6	1	
	運輸業・郵便業	5	-	60.0	20.0	20.0	-	5	3.0	5	-	-	-	20.0	80.0	1	12	
	卸売業・小売業	19	5.3	26.3	5.3	21.1	42.1	11	2.0	19	10.5	-	-	5.3	84.2	3	1	
	金融業・保険業	2	-	50.0	50.0	-	-	2	1.5	2	50.0	-	-	-	50.0	1	0	
	宿泊業、飲食サービス業	14	21.4	21.4	-	-	57.1	6	0.5	14	14.3	14.3	7.1	-	64.3	5	0.8	
	教育、学習支援業	3	-	33.3	-	-	66.7	1	1.0	3	-	-	33.3	-	66.7	1	2	
	医療、福祉	29	3.4	24.1	3.4	17.2	51.7	14	2.7	29	6.9	6.9	-	6.9	79.3	6	1.3	
	サービス業（他に分類されないもの）	11	-	45.5	9.1	-	45.5	6	1.2	11	-	-	-	-	100.0	-	-	
従 業 員 規 模 別	1～4人	11	-	18.2	-	-	81.8	2	1.0	11	-	-	-	-	100.0	-	-	
	5～9人	26	-	50.0	7.7	-	42.3	15	1.1	26	-	7.7	3.8	-	88.5	3	1.3	
	10～19人	38	7.9	50.0	5.3	7.9	28.9	27	1.2	38	10.5	-	2.6	5.3	81.6	7	1.1	
	20～29人	28	-	28.6	14.3	14.3	42.9	16	1.8	28	3.6	3.6	3.6	-	89.3	3	1	
	30～49人	14	7.1	42.9	14.3	7.1	28.6	10	1.3	14	14.3	7.1	-	-	78.6	3	0.3	
	50人以上	24	4.2	16.7	20.8	45.8	12.5	21	3.7	24	16.7	4.2	-	12.5	66.7	8	2.6	

※情報通信業、不動産業、物品貸借業、複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

(%)								(%)											
		n	パートタイマー					n	平均 雇用 人数 (人)			n	派遣社員					n	平均 雇用 人数 (人)
			(雇 用 して いな い)	1 人	2 人	3 人 以 上	無 回 答						(雇 用 して いな い)	1 人	2 人	3 人 以 上	無 回 答		
業 種 別	建設業	10	-	-	-	-	100.0	-	-	10	-	-	-	-	100.0	-	-		
	製造業	46	6.5	13.0	4.3	2.2	73.9	12	1.2	46	2.2	4.3	6.5	13.0	73.9	12	3.2		
	運輸業・郵便業	5	-	-	-	-	100.0	-	-	5	-	-	-	-	100.0	-	-		
	卸売業・小売業	19	5.3	21.1	5.3	21.1	47.4	10	3.0	19	10.5	10.5	-	-	78.9	4	0.5		
	金融業・保険業	2	50.0	-	-	-	50.0	1	0.0	2	50.0	-	-	-	50.0	1	0.0		
	宿泊業・飲食サービス業	14	7.1	21.4	21.4	14.3	35.7	9	2.9	14	21.4	-	-	-	78.6	3	0.0		
	教育・学習支援業	3	-	-	-	33.3	66.7	1	5.0	3	-	-	-	-	100.0	-	-		
	医療・福祉	29	3.4	37.9	13.8	10.3	34.5	19	2.4	29	6.9	10.3	-	-	82.8	5	0.6		
	サービス業（他に分類されないもの）	11	-	18.2	9.1	18.2	54.5	5	8.2	11	-	9.1	-	-	90.9	1	1.0		
従 業 員 規 模 別	1～4人	11	-	45.5	9.1	9.1	36.4	7	1.7	11	-	9.1	-	9.1	81.8	2	3.5		
	5～9人	26	-	23.1	7.7	-	69.2	8	1.3	26	-	-	3.8	-	96.2	1	2.0		
	10～19人	38	7.9	15.8	7.9	5.3	63.2	14	1.8	38	13.2	5.3	2.6	-	78.9	8	0.5		
	20～29人	28	-	14.3	10.7	7.1	67.9	9	2.3	28	-	3.6	-	3.6	92.9	2	2.0		
	30～49人	14	14.3	7.1	14.3	7.1	57.1	6	1.5	14	14.3	7.1	7.1	-	71.4	4	0.8		
	50人以上	24	8.3	20.8	-	29.2	41.7	14	6.1	24	8.3	12.5	-	16.7	62.5	9	2.7		

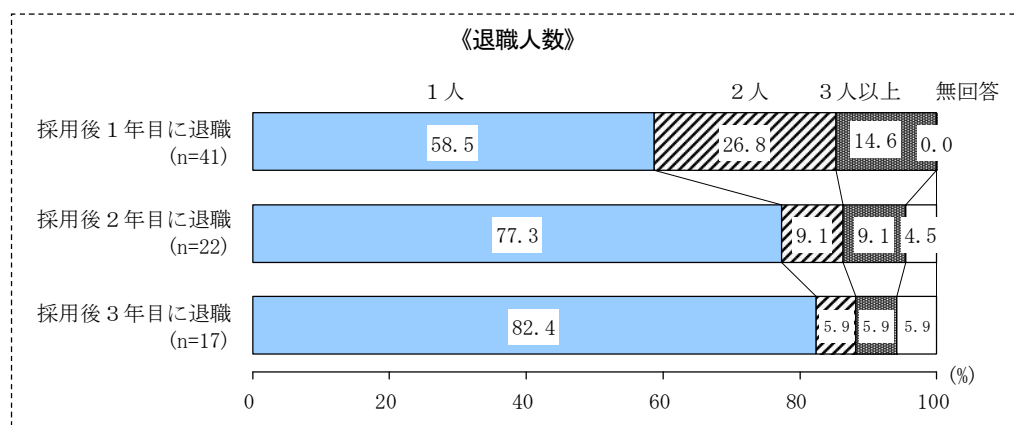
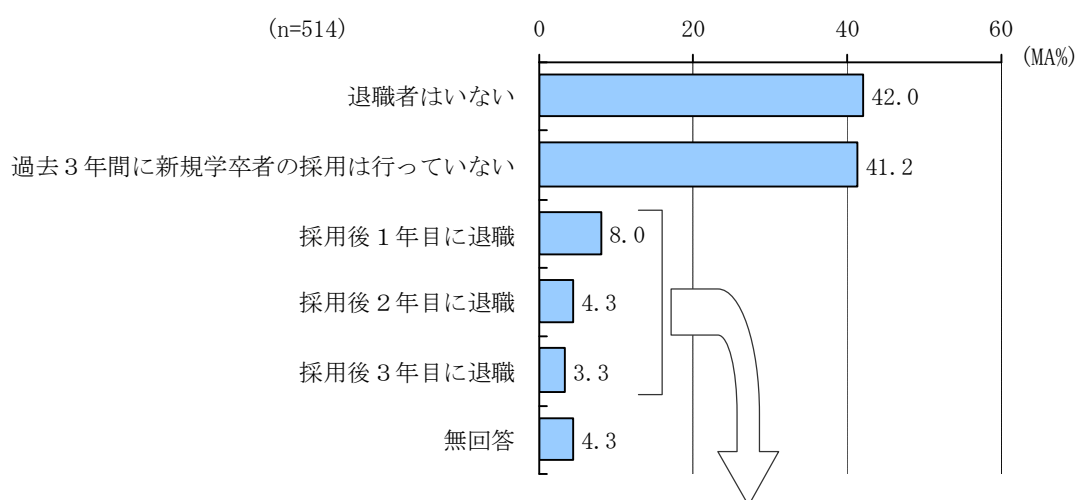
※情報通信業、不動産業、物品貸借業、複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

(3) 従業員の退職状況

問 12 <正社員について>過去3年間の新規採用者（新規学卒者のみ）のうち、すでに退職した方はいますか。（該当する項目すべてに○）

正社員の過去3年間の新規採用者（新規学卒者）のうち退職した社員は15.6%で、「採用後1年目に退職」が8.0%、「採用後2年目に退職」が4.3%、「採用後3年目に退職」が3.3%となっている。（図表3-3①）

【図表3-3① 従業員の退職状況と退職人数（全体）】



業種別では、退職した社員の割合は、「金融業・保険業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」で高い。特に「医療、福祉」は38.3%と顕著で、「採用後1年目に退職」と「採用後2年目に退職」が13.3%、「採用後3年目に退職」が11.7%となっている。（図表3-3②）

従業員規模別では、「採用後2年目に退職」や「採用後3年目に退職」した社員の割合は50人以上の事業所が高いのに対し、それ以下の規模の事業所では、「退職者はいない」が約4～5割を占め、50人以上の事業所に比べ定着率は高い。（図表3-3②）

【図表 3-3② 従業員の退職状況（業種別、従業員規模別）】

								(%)
		n	退職 採用 後 1 年目 に	退職 採用 後 2 年目 に	退職 採用 後 3 年目 に	退 職 者 は い な い	は規過 行学去 つ卒 3 て者年 いの間 な採に 用新	無 回 答
業 種 別	建設業	46	8.7	2.2	—	54.3	34.8	—
	製造業	178	10.7	3.4	3.4	39.3	42.1	3.9
	情報通信業	3	—	—	—	33.3	66.7	—
	運輸業・郵便業	20	—	10.0	—	45.0	35.0	10.0
	卸売業・小売業	82	3.7	1.2	1.2	37.8	51.2	6.1
	金融業・保険業	9	33.3	11.1	11.1	55.6	11.1	—
	不動産業、物品賃借業	28	—	—	3.6	21.4	57.1	17.9
	宿泊業、飲食サービス業	26	3.8	3.8	—	57.7	34.6	—
	教育、学習支援業	6	16.7	16.7	—	66.7	16.7	—
	医療、福祉	60	13.3	13.3	11.7	40.0	33.3	—
	サービス業（他に分類されないもの）	50	4.0	2.0	—	48.0	42.0	4.0
従 業 員 規 模 別	1～4人	187	3.2	1.1	2.7	39.6	47.6	7.0
	5～9人	135	6.7	0.7	—	40.0	51.1	1.5
	10～19人	97	10.3	8.2	5.2	44.3	35.1	3.1
	20～29人	43	20.9	9.3	4.7	48.8	16.3	4.7
	30～49人	24	8.3	—	4.2	54.2	25.0	8.3
	50人以上	28	17.9	25.0	14.3	39.3	25.0	—

※複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

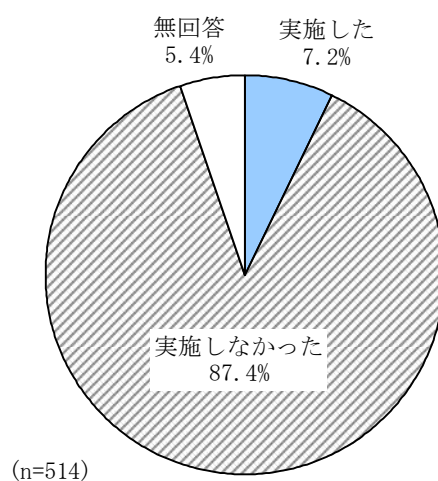
（４）雇用調整の状況

① 過去３年間ににおける雇用調整の実施状況

問 13 過去３年間に雇用調整を実施しましたか。（該当する番号１つに○）

回答事業所の過去３年間の雇用調整の実施状況をみると、「実施した」は7.2%に対し「実施しなかった」は87.4%となっている。（図表 3-4-1①）

【図表 3-4-1① 過去３年間ににおける雇用調整の実施状況（全体）】



業種別で過去3年間の雇用調整の実施状況をみると、「実施した」割合が高い業種は、「製造業」（11.8%）、「運輸業、郵便業」（10.0%、サンプル数 20 件）、「宿泊業、飲食サービス業」（11.5%、同 26 件）で、10%を超える。（図表 3-4-1②）

従業員規模別では、10～19 人の事業所が 14.4%で最も高い。（図表 3-4-1②）

【図表 3-4-1② 過去3年間における雇用調整の実施状況（業種別、従業員規模別）】

		(%)			
		n	実施した	実施しなかった	無回答
業種別	建設業	46	2.2	93.5	4.3
	製造業	178	11.8	83.1	5.1
	情報通信業	3	-	100.0	-
	運輸業、郵便業	20	10.0	75.0	15.0
	卸売業・小売業	82	4.9	89.0	6.1
	金融業・保険業	9	-	100.0	-
	不動産業、物品賃借業	28	3.6	78.6	17.9
	宿泊業、飲食サービス業	26	11.5	84.6	3.8
	教育、学習支援業	6	-	100.0	-
	医療、福祉	60	5.0	95.0	-
	サービス業（他に分類されないもの）	50	4.0	92.0	4.0
従業員規模別	1～4 人	187	2.1	88.8	9.1
	5～9 人	135	9.6	88.9	1.5
	10～19 人	97	14.4	81.4	4.1
	20～29 人	43	4.7	90.7	4.7
	30～49 人	24	8.3	83.3	8.3
	50人以上	28	7.1	89.3	3.6

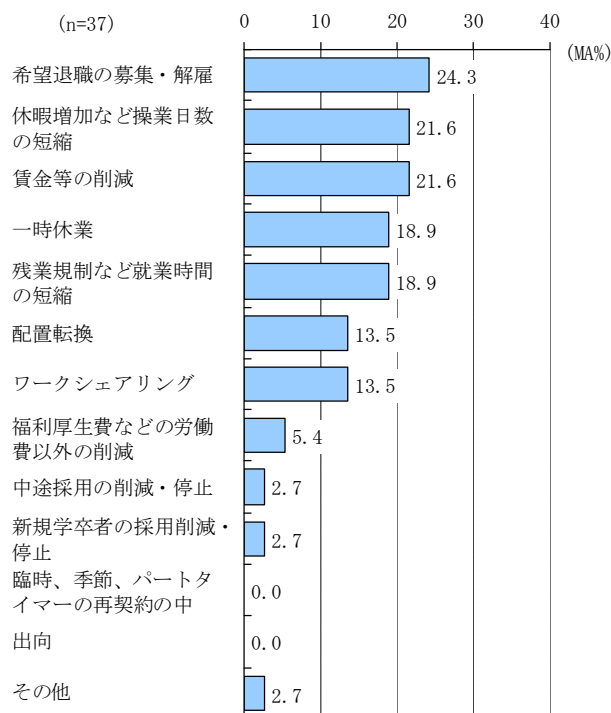
※複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

② 雇用調整の方法

【問 13 で「実施した」と回答された方に】

問 14 雇用調整の方法についてご記入ください。（該当する項目すべてに○）

【図表 3-4-2 雇用調整の方法（全体）】



雇用調整を実施した事業所の調整の方法は、「希望退職の募集・解雇」が 24.3%で最も多く、これに次いで「休暇増加など操業日数の短縮」「賃金等の削減」が各々 21.6%となっている。「その他」（サンプル数 1 件）の具体的記入内容は“就業日数の短縮”である。（図表 3-4-2）

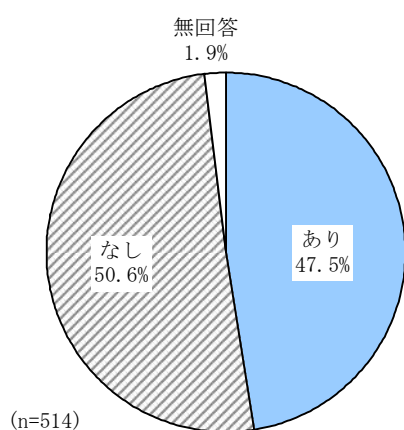
4. 各種制度の実施状況について

(1) 定年制の導入状況

① 定年制の有無

問 15 <正社員について>定年制はありますか。(該当する番号 1 つに○)

【図表 4-1-1① 定年制の有無（全体）】



定年制を導入する事業所は、全体の 47.5% に対し、導入していない事業所は 50.6% となっている。(図表 4-1-1①)

業種別では、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「金融業・保険業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」の各業種で導入している割合が高くなっている。(図表 4-1-1②)

また、従業員規模別では、10 人以上の規模の事業所での導入割合が高くなっている。(図表 4-1-1③)

【図表 4-1-1② 定年制の有無（業種別、従業員規模別）】

					(%)
		n	あり	なし	無回答
業種別	建設業	46	39.1	60.9	-
	製造業	178	55.1	42.1	2.8
	情報通信業	3	33.3	66.7	-
	運輸業・郵便業	20	60.0	35.0	5.0
	卸売業・小売業	82	48.8	50.0	1.2
	金融業・保険業	9	77.8	22.2	-
	不動産業・物品賃借業	28	3.6	92.9	3.6
	宿泊業・飲食サービス業	26	30.8	65.4	3.8
	教育・学習支援業	6	66.7	33.3	-
	医療・福祉	60	50.0	50.0	-
サービス業（他に分類されないもの）		50	46.0	52.0	2.0
従業員規模別	1～4人	187	18.7	79.7	1.6
	5～9人	135	42.2	54.8	3.0
	10～19人	97	71.1	27.8	1.0
	20～29人	43	83.7	16.3	-
	30～49人	24	91.7	-	8.3
	50人以上	28	89.3	10.7	-

※複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

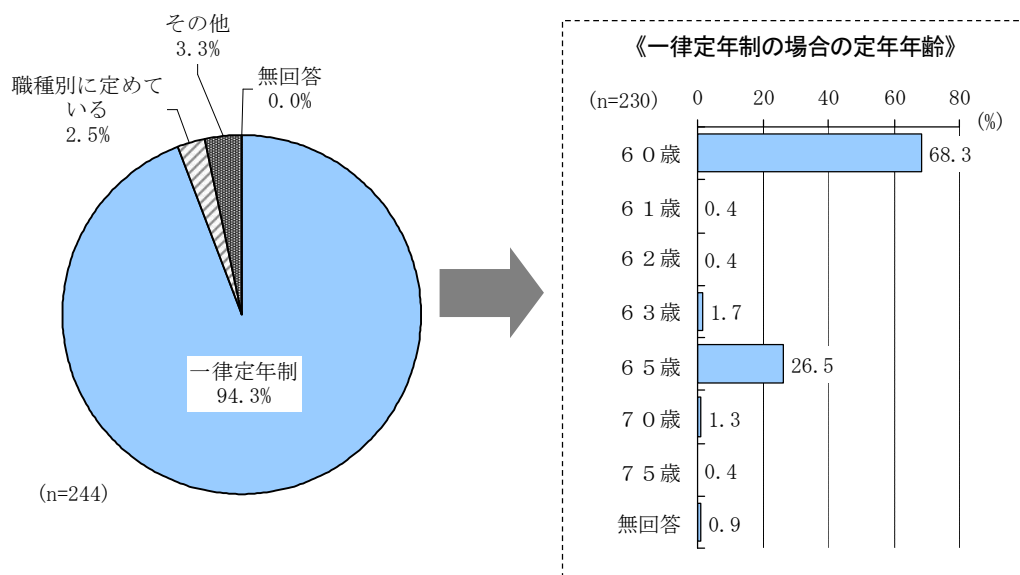
② 定年制の規定内容

【問 15 で「あり」と回答された方におうかがいします。】

問 16 定年制はどのように定めていますか。（一律定年制の場合、年齢もご記入ください。）
（該当する番号 1 つに○）

定年制を導入する事業所では、「一律定年制」を定めるところが 94.3%と大部分を占め、業種に関係なく最も多くなっている。一律定年制での定年年齢は、「60 歳」が 68.3%で多い。また、定年年齢を「65 歳」と規定する事業所は 26.5%で、高齢化の進展を背景に、定年後も経験豊富な労働力として活用するため、定年年齢を延長する事業所は少なくないことが読み取れる。（図表 4-1-2①②）

【図表 4-1-2① 定年制の規定内容（全体）】



【図表 4-1-2② 定年制の規定内容（業種別、従業員規模別）】

		n	一律定年制	職種別に定める	その他	無回答
業種別	建設業	18	94.4	5.6	-	-
	製造業	98	94.9	2.0	3.1	-
	情報通信業	1	100.0	-	-	-
	運輸業、郵便業	12	100.0	-	-	-
	卸売業・小売業	40	92.5	-	7.5	-
	金融業・保険業	7	100.0	-	-	-
	不動産業、物品賃借業	1	100.0	-	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	8	100.0	-	-	-
	教育、学習支援業	4	75.0	25.0	-	-
	医療、福祉	30	93.3	6.7	-	-
	サービス業（他に分類されないもの）	23	91.3	-	8.7	-
従業員規模別	1～4 人	35	94.3	-	5.7	-
	5～9 人	57	93.0	3.5	3.5	-
	10～19 人	69	92.8	2.9	4.3	-
	20～29 人	36	91.7	5.6	2.8	-
	30～49 人	22	100.0	-	-	-
	50 人以上	25	100.0	-	-	-

※複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

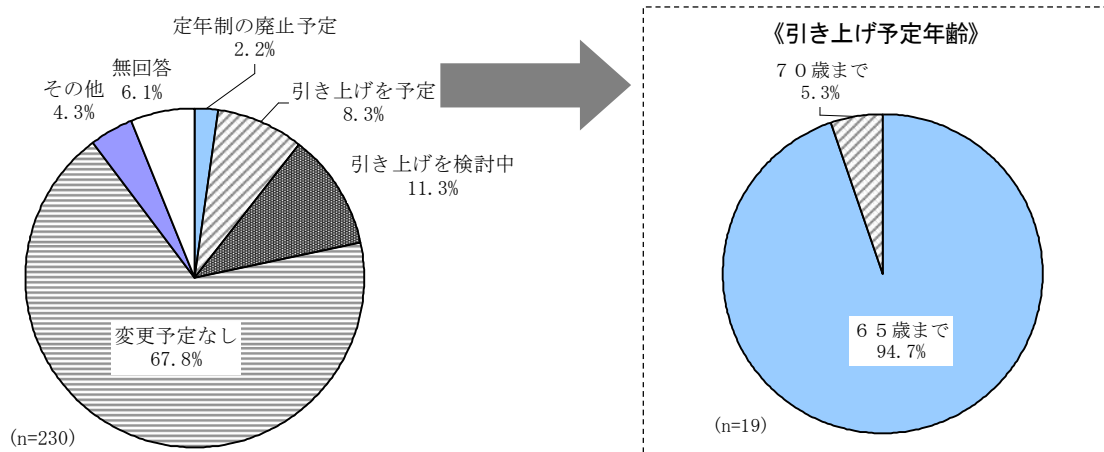
③ 一律定年制の定年年齢の変更予定

【問 16 で「一律定年制」と回答された方におうかがいします。】

問 17 今後、定年年齢の変更予定はありますか。（引き上げ予定の場合、年齢もご記入ください。）（該当する番号 1 つに○）

一律定年制を導入する事業所において、今後定年年齢について「引き上げを予定」とするところは 8.3% で、「引き上げを検討中」が 11.3% となっている。引き上げ予定の場合、「65 歳まで」が 94.7% を占める。これに対し「変更予定なし」は 67.8% で半数以上の事業所では見直す予定はない。また、「その他」の具体的記入内容は、「定年後継続。再雇用制度あり。引き上げは検討中」や「再雇用あり」、「定年後、1 年ごとの契約更新あり」、「法に則り引き上げ中」、「府教委で検討中、その指示に従うのみ」などとなっている。（図表 4-1-3①）

【図表 4-1-3① 一律定年制の定年年齢の変更予定（全体）】



業種別では、「引き上げを予定」する事業所は、「医療、福祉」、「製造業」など、労働力不足が懸念されている業種で高くなっている。

また、従業員規模別では、30～49 人規模の事業所の「引き上げを予定」の割合が高い。（図表 4-1-3②）

【図表 4-1-3② 一律定年制の定年年齢の変更予定（業種別、従業員規模別）】

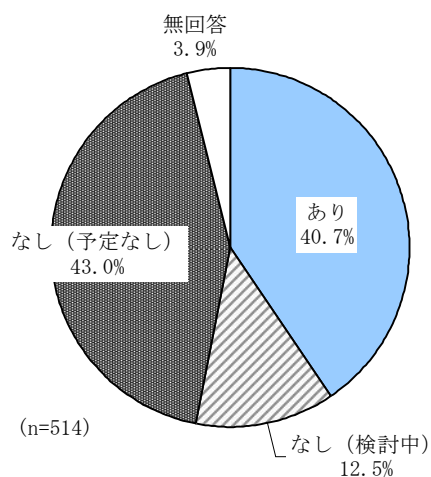
								(%)
		n	止定 予定 年の 廃	予引 定 き 上 げ を	検引 き 中 上 げ を	し変 更 予 定 な	そ 他	無 回 答
業 種 別	建設業	17	-	5.9	11.8	76.5	-	5.9
	製造業	93	3.2	10.8	11.8	68.8	2.2	3.2
	情報通信業	1	100.0	-	-	-	-	-
	運輸業・郵便業	12	-	-	8.3	83.3	-	8.3
	卸売業・小売業	37	-	5.4	18.9	62.2	8.1	5.4
	金融業・保険業	7	-	-	-	85.7	14.3	-
	不動産業・物品賃借業	1	100.0	-	-	-	-	-
	宿泊業・飲食サービス業	8	-	-	25.0	75.0	-	-
	教育、学習支援業	3	-	-	-	33.3	33.3	33.3
従 業 員 規 模 別	医療、福祉	28	-	14.3	7.1	67.9	3.6	7.1
	サービス業（他に分類されないもの）	21	-	9.5	4.8	66.7	9.5	9.5
	1～4人	33	6.1	6.1	9.1	72.7	3.0	3.0
	5～9人	53	3.8	7.5	7.5	62.3	9.4	9.4
	10～19人	64	1.6	4.7	18.8	67.2	1.6	6.3
	20～29人	33	-	9.1	6.1	72.7	-	12.1
	30～49人	22	-	22.7	9.1	63.6	4.5	-
	50人以上	25	-	8.0	12.0	72.0	8.0	-

※複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

(2) 再雇用制度の導入状況

問 18 再雇用制度（定年年齢に達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度）はありますか。（該当する番号 1 つに○）

【図表 4-2-1① 再雇用制度の導入状況（全体）】



再雇用制度がある事業所が全体の 40.7% に対し、ない事業所は 55.5% となっている。

（図表 4-2-1①）

業種別では、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「金融業・保険業」、「教育、学習支援業」で、再雇用制度ありとの回答割合が高い。

（図表 4-2-1②）

従業員規模別では、10 人以上の規模の事業所で、再雇用制度ありとの回答割合が高い。（図表 4-2-1②）

【図表 4-2-1② 再雇用制度の導入状況（業種別、従業員規模別）】

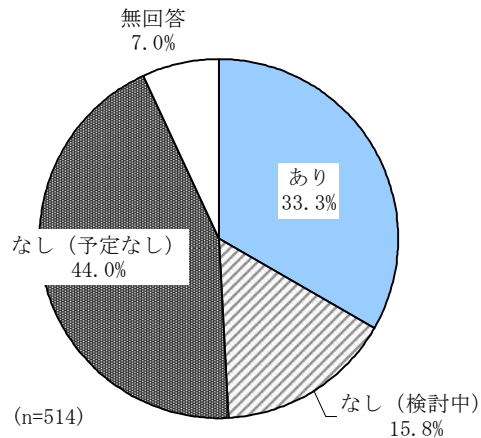
			(%)			
		n	あり	なし（検討中）	なし（予定なし）	無回答
業 種 別	建設業	46	28.3	17.4	52.2	2.2
	製造業	178	47.8	16.3	30.9	5.1
	情報通信業	3	-	-	100.0	-
	運輸業、郵便業	20	80.0	-	15.0	5.0
	卸売業・小売業	82	32.9	15.9	47.6	3.7
	金融業・保険業	9	77.8	11.1	11.1	-
	不動産業、物品賃借業	28	14.3	3.6	67.9	14.3
	宿泊業、飲食サービス業	26	34.6	7.7	57.7	-
	教育、学習支援業	6	50.0	16.7	33.3	-
	医療、福祉	60	40.0	10.0	50.0	-
	サービス業（他に分類されないもの）	50	38.0	6.0	52.0	4.0
従 業 員 規 模 別	1～4 人	187	18.2	12.8	63.1	5.9
	5～9 人	135	31.9	12.6	52.6	3.0
	10～19 人	97	59.8	15.5	22.7	2.1
	20～29 人	43	69.8	9.3	18.6	2.3
	30～49 人	24	83.3	8.3	-	8.3
	50 人以上	28	85.7	7.1	7.1	-

※複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

(3) 勤務延長制度の導入状況

問 19 勤務延長制度（定年年齢に達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度）
 がありますか。（該当する番号 1 つに○）

【図表 4-3-1① 勤務延長制度の導入状況（全体）】



勤務延長制度がある事業所が全体の 33.3%に対し、ない事業所は 59.8%となっている。（図表 4-3-1①）

業種別では、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「金融業・保険業」で、勤務延長制度ありとの回答割合が高い。（図表 4-3-1②）

従業員規模別では、特に 50 人以上の規模の事業所で、再雇用制度ありとの回答割合が高い。（図表 4-3-1②）

【図表 4-3-1② 勤務延長制度の導入状況（全体）】

			(%)			
		n	あり	なし（検討中）	なし（予定なし）	無回答
業 種 別	建設業	46	34.8	26.1	37.0	2.2
	製造業	178	40.4	16.3	36.0	7.3
	情報通信業	3	-	33.3	66.7	-
	運輸業、郵便業	20	40.0	20.0	30.0	10.0
	卸売業・小売業	82	29.3	12.2	52.4	6.1
	金融業・保険業	9	55.6	22.2	22.2	-
	不動産業、物品賃借業	28	35.7	7.1	42.9	14.3
	宿泊業、飲食サービス業	26	30.8	7.7	50.0	11.5
	教育、学習支援業	6	33.3	-	66.7	-
	医療、福祉	60	28.3	15.0	51.7	5.0
	サービス業（他に分類されないもの）	50	18.0	20.0	54.0	8.0
従 業 員 規 模 別	1～4人	187	24.1	10.2	57.2	8.6
	5～9人	135	39.3	14.8	37.8	8.1
	10～19人	97	37.1	27.8	32.0	3.1
	20～29人	43	34.9	14.0	46.5	4.7
	30～49人	24	29.2	12.5	41.7	16.7
	50人以上	28	53.6	21.4	25.0	-

※複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

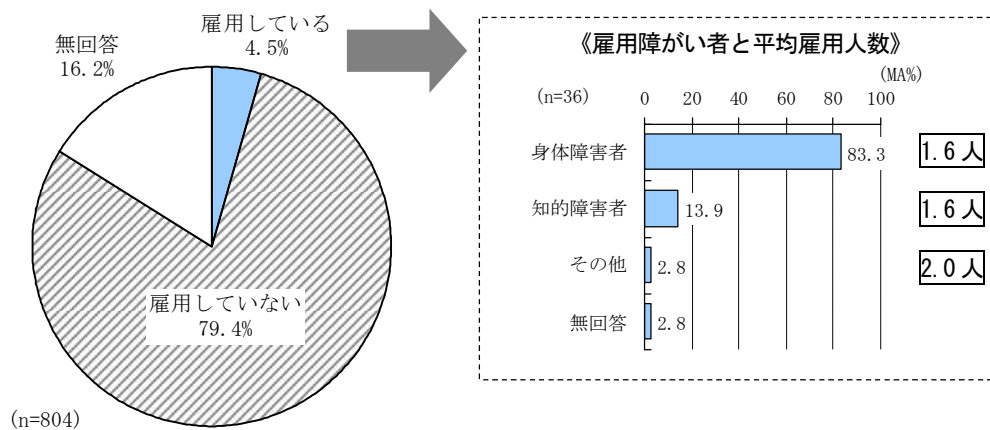
5. 障がい者・外国人雇用及び女性の積極的活用の取り組みの状況について

(1) 障がい者雇用の状況

問 20 障がい者を雇用していますか。(パート・アルバイト含む) (該当する番号 1 つに○)
 問 20-1 【「雇用している」と回答された方に】それぞれ何名雇用していますか。
 問 20-2 【「雇用していない」と回答された方に】雇用していない理由をご記入ください。

障がい者を雇用している事業所は全体の 4.5%で、雇用している障がい者は、身体障害者が 83.3% (1.6 人) で最も多い。(図表 5-1-1①)

【図表 5-1-1① 障がい者雇用の状況と雇用人数 (全体)】



障がい者を雇用している事業所を業種別でみると、「雇用している」割合は、「医療・福祉」が 10.8%で最も高く、次いで「金融業・保険業」が 10.0% (サンプル数 10 件) となっている。(図表 5-1-1②)

従業員規模別では、50 人以上の事業所で「雇用している」割合が 53.6% (同 28 件) となっている。(図表 5-1-1②)

【図表 5-1-1② 障がい者雇用の状況 (業種別、従業員規模別)】

		(%)			
	n	雇用している	雇用していない	無回答	
業種別	建設業	63	—	93.7	6.3
	製造業	235	7.2	81.3	11.5
	情報通信業	3	—	100.0	—
	運輸業・郵便業	23	4.3	78.3	17.4
	卸売業・小売業	150	3.3	76.7	20.0
	金融業・保険業	10	10.0	80.0	10.0
	不動産業、物品貸借業	57	3.5	71.9	24.6
	宿泊業、飲食サービス業	59	—	74.6	25.4
	教育、学習支援業	20	—	70.0	30.0
	医療・福祉	74	10.8	83.8	5.4
	複合サービス事業	1	—	—	100.0
	サービス業 (他に分類されないもの)	96	2.1	76.0	21.9
	サービス業 (他に分類されないもの)	96	2.1	76.0	21.9
従業員規模別	1～4 人	403	0.7	75.9	23.3
	5～9 人	156	4.5	91.0	4.5
	10～19 人	106	3.8	93.4	2.8
	20～29 人	46	10.9	89.1	—
	30～49 人	25	4.0	84.0	12.0
	50 人以上	28	53.6	46.4	—

障がい者を雇用していない理由については、「障がい者ができる仕事内容ではないため」(119件)、「応募がない」(52件)、「現状で十分足りているから」(41件)、「家族で仕事をしているため」(26件)、「仕事がない」(25件)などが挙げられる。(図表 5-1-1③)

【図表 5-1-1③ 障がい者を雇用していない理由（全体）】

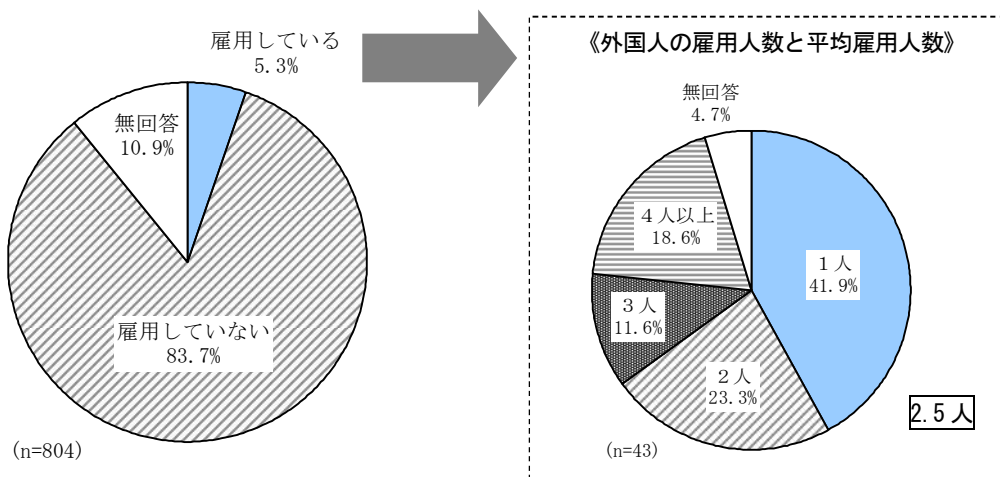
意 見	件数
障がい者ができる仕事内容ではないため	119
応募がない	52
現状で十分足りているから	41
家族・親族で仕事をしているため	26
仕事がない	25
小規模のため（少人数）	20
理由はない	17
機会がなかった	14
新規採用の予定なし	14
余裕がない	14
他部署（店舗）で採用（募集）しているため	13
必要性がない	13
募集をしていない	11
雇用していない	9
個人事業であるため	8
免許・資格が必要	7
以前は雇用していた	6
環境が整っていない	6
該当者なし（雇用実績）	4
仕事に支障が出る、能率が悪い	3
本社で採用するため不明	3
お互いの条件に合わなかった	3
作業上の問題が多い、使えない	2
たまたまいない	2
技術があればよい、仕事ができれば問題なし	2
廃業する（したい）	2
募集中、紹介依頼中	2
出向社員や業務委託契約者で構成されている	2
現場、作業の場所の都合	2
その他、不明、わからない	9
合計（延べ件数）	451

(2) 外国人雇用の状況

問 21 外国人を雇用していますか。(雇用している場合、その人数もご記入ください。)(該当する番号1つに○)

外国人を雇用している事業所は全体の 5.3%で、雇用人数は「1人」が 41.9%、「2人」が 23.3%、「4人以上」が 18.6%となっている。平均雇用人数は 2.5 人である。(図表 5-2-1 ①)

【図表 5-2-1① 外国人雇用の状況と雇用人数（全体）】



外国人を雇用している事業所を業種別でみると、「雇用している」割合は、「製造業」が 12.3%で最も高くなっている。(図表 5-2-1②)

従業員規模別では、従業員の人数が多い事業ほど「雇用している」割合が高く、50人以上の事業所では 39.3%（サンプル数 28 件）となっている。(図表 5-2-1②)

【図表 5-2-1② 外国人雇用の状況（業種別、従業員規模別）】

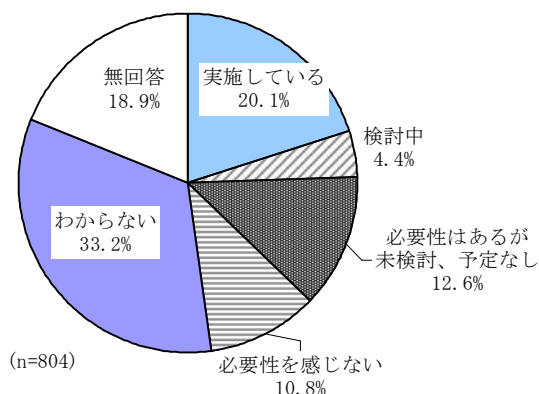
		(%)			
		n	雇用している	雇用していない	無回答
業種別	建設業	63	1.6	92.1	6.3
	製造業	235	12.3	80.4	7.2
	情報通信業	3	-	100.0	-
	運輸業、郵便業	23	4.3	82.6	13.0
	卸売業・小売業	150	2.0	85.3	12.7
	金融業・保険業	10	-	100.0	-
	不動産業、物品賃借業	57	-	75.4	24.6
	宿泊業、飲食サービス業	59	5.1	79.7	15.3
	教育、学習支援業	20	-	70.0	30.0
	医療、福祉	74	4.1	94.6	1.4
	複合サービス事業	1	-	100.0	-
	サービス業（他に分類されないもの）	96	3.1	84.4	12.5
従業員規模別	1～4人	403	0.2	83.9	15.9
	5～9人	156	4.5	93.6	1.9
	10～19人	106	8.5	90.6	0.9
	20～29人	46	15.2	82.6	2.2
	30～49人	25	28.0	60.0	12.0
	50人以上	28	39.3	60.7	-

(3) 女性の積極的活用に関する取り組みの実施状況

① 女性の積極的活用に関する取り組みの実施状況

問 22 女性の積極的活用について何らかの取り組みを実施していますか。(該当する番号 1 つに○)

【図表 5-3-1① 女性の積極的活用に関する取り組みの実施状況 (全体)】



女性の積極的活用に関する取り組みを実施している事業所は全体の 20.1%で、「検討中」が 4.4%となっている。これに対し、「必要性はあるが未検討、予定なし」、もしくは「必要性を感じない」が 23.4%となっている。「検討中」「わからない」(33.2%) を合わせると、調査時点において取り組みを行っていない事業所は 61.0%となっている。(図表 5-3-1①)

女性の積極的活用に関する取り組みを実施している事業所を業種別でみると、

「金融業・保険業」(サンプル数 10 件)並びに「医療、福祉」では 50.0%で最も高くなっている。「運輸業、郵便業」(同 23 件)、「宿泊業、飲食サービス業」では実施している事業所は 3割にのぼる。これに対し、「建設業」は「必要性はあるが未検討、予定なし」「必要性を感じない」の各割合が 25.4%、15.9%で高い割合で、少子高齢化を背景に労働力人口が減少する中、労働力としての女性を積極的に活用する取組みが求められる。(図表 5-3-1②)

従業員規模別では、実施している割合は 50 人以上の事業所が 57.1% (同 28 件) で最も高く、次いで 20～29 人の事業所が 45.7%となっている。(図表 5-3-1②)

【図表 5-3-1② 女性の積極的活用に関する取り組みの実施状況 (業種別、従業員規模別)】

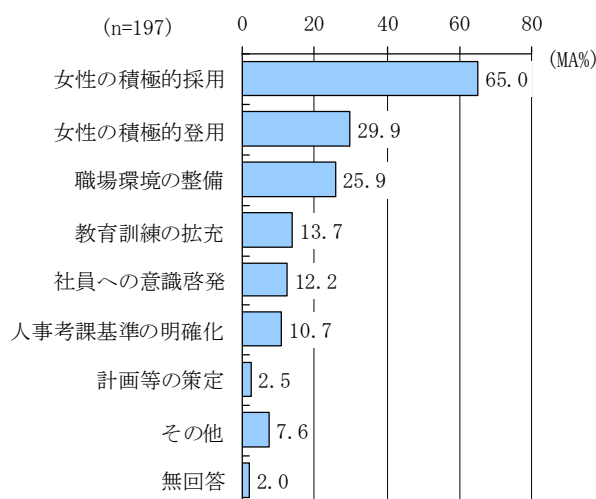
		(%)						
		n	実施 している	検討 中	検討 必要性 はある が未 予定な し	必要 性を 感じ ない	わ か ら な い	無 回 答
業 種 別	建設業	63	7.9	3.2	25.4	15.9	38.1	9.5
	製造業	235	14.9	6.0	15.3	10.6	39.1	14.0
	情報通信業	3	-	-	-	66.7	33.3	-
	運輸業・郵便業	23	30.4	8.7	-	17.4	30.4	13.0
	卸売業・小売業	150	16.7	5.3	10.0	12.0	33.3	22.7
	金融業・保険業	10	50.0	-	10.0	-	40.0	-
	不動産業、物品賃借業	57	19.3	1.8	5.3	8.8	31.6	33.3
	宿泊業、飲食サービス業	59	30.5	1.7	8.5	1.7	30.5	27.1
	教育、学習支援業	20	20.0	-	15.0	5.0	25.0	35.0
	医療、福祉	74	50.0	2.7	6.8	13.5	21.6	5.4
	複合サービス事業	1	-	-	-	-	-	100.0
サービス業（他に分類されないもの）		96	14.6	4.2	15.6	9.4	30.2	26.0
従 業 員 規 模 別	1～4人	403	10.9	2.2	10.9	11.4	38.0	26.6
	5～9人	156	23.1	5.1	15.4	12.2	39.1	5.1
	10～19人	106	30.2	6.6	19.8	11.3	26.4	5.7
	20～29人	46	45.7	8.7	8.7	10.9	21.7	4.3
	30～49人	25	36.0	12.0	12.0	4.0	24.0	12.0
	50人以上	28	57.1	14.3	14.3	3.6	10.7	

② 女性の積極的活用に関する取り組みの実施・検討内容

【問 22 で「1. 実施している」「2. 検討中」と回答された方におうかがいします。】

問 22－１ どのような内容ですか。（該当する項目すべてに○）

【図表 5-3-2① 女性の積極的活用に関する取り組みの実施・検討内容（全体）】



女性の積極的活用に関する取り組みを実施している、もしくは検討中の事業所の取り組み内容（検討内容）は、「女性の積極的採用」が 65.0%で最も多い。これに次いで「女性の積極的登用」が 29.9%で、以下、「職場環境の整備」（25.9%）、「教育訓練の拡充」（13.7%）、「社員の意識啓発」（12.2%）などとなっている。「その他」には、「むしろ女性を雇用する方が多い職種である」、「現に登用」、「男性と同じ仕事をしてもらっている」、「管理職、重要ポスト等に女性を配置」などが挙げられている。（図表 5-3-2①）

業種に関係なく、「女性の積極的採用」や「女性の積極的登用」が多い。（図表 5-3-2②）
従業員規模別でも、「女性の積極的採用」、「女性の積極的登用」が上位項目となっているが、10～19 人の事業所及び 50 人以上（サンプル数 20 件）の事業所については「職場環境の整備」についても比較的、多くなっている。（図表 5-3-2②）

【図表 5-3-2② 女性の積極的活用に関する取り組みの実施・検討内容（業種別、従業員規模別）】

		n	女性の積極的採用	女性の積極的登用	教育訓練の拡充	社員への意識啓発	人事考課基準の明確化	職場環境の整備	計画等の策定	その他	無回答
業種別	建設業	7	28.6	-	-	-	-	42.9	-	28.6	-
	製造業	49	61.2	26.5	6.1	8.2	12.2	24.5	-	6.1	2.0
	運輸業、郵便業	9	66.7	22.2	-	-	-	44.4	-	-	-
	卸売業・小売業	33	60.6	30.3	15.2	9.1	6.1	24.2	6.1	6.1	3.0
	金融業・保険業	5	80.0	80.0	60.0	80.0	40.0	40.0	40.0	-	-
	不動産業、物品貸借業	12	66.7	25.0	-	-	-	-	-	16.7	8.3
	宿泊業、飲食サービス業	19	73.7	36.8	26.3	15.8	15.8	36.8	-	-	5.3
	教育、学習支援業	4	50.0	25.0	50.0	25.0	-	-	-	25.0	-
	医療、福祉	39	79.5	35.9	20.5	20.5	17.9	33.3	2.6	7.7	-
	サービス業（他に分類されないもの）	18	55.6	22.2	5.6	5.6	5.6	5.6	-	11.1	-
従業員規模別	1～4 人	53	56.6	28.3	3.8	3.8	1.9	13.2	3.8	13.2	5.7
	5～9 人	44	68.2	25.0	9.1	13.6	-	15.9	-	4.5	-
	10～19 人	39	64.1	28.2	25.6	12.8	20.5	35.9	2.6	10.3	2.6
	20～29 人	25	72.0	44.0	12.0	24.0	16.0	28.0	4.0	-	-
	30～49 人	12	50.0	41.7	16.7	8.3	33.3	33.3	-	16.7	-
	50 人以上	20	75.0	25.0	30.0	15.0	20.0	55.0	-	-	-

※情報通信業、複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

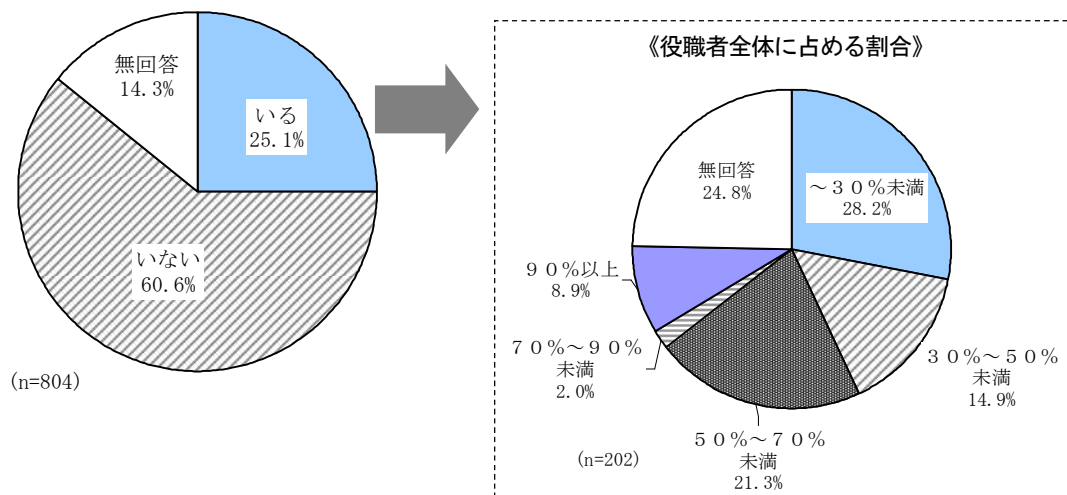
(4) 女性の役職者の有無

問 23 女性の役職者はいますか。(いる場合、役職者全体に占める割合もご記入ください。)
(該当する番号 1 つに○)

女性の役職者がいる事業所は、全体の 25.1%で、役職者全体に占める割合は「～30%未満」が 28.2%で最も多く、これに次いで「50%～70%未満」が 21.3%で、平均割合は 40.4%となっている。(図表 5-4-1①)

単純な比較はできないが、参考までに、八尾市役所における女性管理職「課長補佐級以上」の割合は、平成 24 年 4 月 1 日現在 15.1%、また、総務省「労働力調査（基本集計）」(平成 24 年平均)の結果では、管理的職業従事者（公務及び学校教育を除く）に占める女性の割合は、平成 24 年は 11.6%となっており、今回の回答を寄せた市内事業所のほうが女性の役職登用が比較的進んでいるほうだと言える。

【図表 5-4-1① 女性の役職者の有無と役職者全体に占める割合（全体）】



業種別では、女性の役職者がいる事業所の割合は、「金融業・保険業」（サンプル数 10 件）が 60.0%で最も高く、次いで「不動産業、物品賃借業」が 45.6%、「医療、福祉」が 44.6%となっている。これに対し女性の役職者がいない割合は、「宿泊業、飲食サービス業」が 74.6%で最も高く、次いで「製造業」が 68.9%、「卸売業・小売業」が 68.0%となっている。(図表 5-4-1②)

従業員規模別では、30 人以上の事業所で女性の役職者がいる事業所の割合が 5 割を超えているのに対し、30 人未満の規模の事業所では、いないの割合が 5 割を超え、従業員規模の多い事業所で、女性の役職登用が進んでいる様子が伺える。(図表 5-4-1②)

【図表 5-4-1② 女性の役職者の有無（業種別、従業員規模別）】

(%)

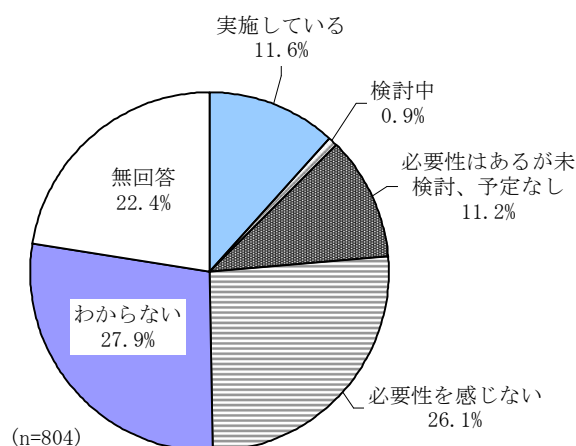
		n	いる	いない	無回答
業種別	建設業	63	31.7	57.1	11.1
	製造業	235	20.9	68.9	10.2
	情報通信業	3	33.3	66.7	－
	運輸業、郵便業	23	39.1	47.8	13.0
	卸売業・小売業	150	14.7	68.0	17.3
	金融業・保険業	10	60.0	40.0	－
	不動産業、物品賃借業	57	45.6	26.3	28.1
	宿泊業、飲食サービス業	59	10.2	74.6	15.3
	教育、学習支援業	20	15.0	50.0	35.0
	医療、福祉	74	44.6	51.4	4.1
複合サービス事業	1	－	－	100.0	
サービス業（他に分類されないもの）		96	25.0	59.4	15.6
従業員規模別	1～4人	403	14.6	65.5	19.9
	5～9人	156	34.6	60.9	4.5
	10～19人	106	40.6	55.7	3.8
	20～29人	46	28.3	69.6	2.2
	30～49人	25	56.0	32.0	12.0
	50人以上	28	53.6	42.9	3.6

(5) 職場におけるセクシャルハラスメント防止への取り組み

① セクシャルハラスメント防止への取り組み状況

問 24 職場におけるセクシャルハラスメント防止について、何らかの取り組みを実施していますか。(該当する番号 1 つに○)

【図表 5-5-1① セクシャルハラスメント防止への取り組み状況 (全体)】



セクシャルハラスメント防止の取り組みを実施している事業所は、全体の 11.6% で、「検討中」が 0.9% となっている。これに対し、「必要性はあるが未検討、予定なし」、もしくは「必要を感じない」が 37.3% となっている。「検討中」「わからない」(27.9%) を合わせると、調査時点において取り組みを行っていない事業所は 66.1% となっている。

「必要を感じない」理由として、“家族・親族だから”(25 件)、“女性がいらないから”(21 件)、“女性しかいないから”(13 件)などが挙げられる。(図表 5-5-1①)

業種別では、セクシャルハラスメント防止の取り組みを実施している事業所の割合は、「金融業・保険業」が 70.0% (サンプル数 10 件) が最も高く、次いで「教育、学習支援業」(同 20 件) が 20.0%、「医療、福祉」が 17.6%、「運輸業、郵便業」が 17.4% (同 23 件)、「宿泊業、飲食サービス業」16.9% となっている。これに対し「必要を感じない」割合は、「運輸業、郵便業」が 34.8% (同 23 件) で最も高くなっている。(図表 5-5-1②)

【図表 5-5-1② セクシャルハラスメント防止への取り組み状況 (業種別、従業員規模別)】

		n	実施 している	検討 中	定 が必 要性 はあ る 予 る な し 未 検 討 は あ る 予 る	必 要 性 を 感 じ な い	わ か ら な い	(%) 無 回 答
業 種 別	建設業	63	6.3	-	19.0	28.6	33.3	12.7
	製造業	235	8.1	0.4	12.3	30.6	30.6	17.9
	情報通信業	3	-	-	-	66.7	33.3	-
	運輸業、郵便業	23	17.4	-	8.7	34.8	21.7	17.4
	卸売業・小売業	150	14.0	2.0	6.7	22.0	31.3	24.0
	金融業・保険業	10	70.0	-	10.0	-	10.0	10.0
	不動産業、物品賃借業	57	-	-	8.8	24.6	26.3	40.4
	宿泊業、飲食サービス業	59	16.9	-	13.6	16.9	22.0	30.5
	教育、学習支援業	20	20.0	-	5.0	25.0	15.0	35.0
	医療、福祉	74	17.6	1.4	17.6	29.7	25.7	8.1
複合サービス事業	1	-	-	-	-	-	100.0	
サービス業（他に分類されないもの）		96	11.5	2.1	8.3	22.9	25.0	30.2
従 業 員 規 模 別	1～4人	403	2.2	0.5	7.4	26.3	31.0	32.5
	5～9人	156	10.3	0.6	10.9	35.3	33.3	9.6
	10～19人	106	22.6	3.8	19.8	23.6	26.4	3.8
	20～29人	46	32.6	-	19.6	23.9	21.7	2.2
	30～49人	25	20.0	-	36.0	20.0	12.0	12.0
	50人以上	28	78.6	-	10.7	7.1	3.6	-

② セクシャルハラスメント防止への取り組みの実施・検討内容

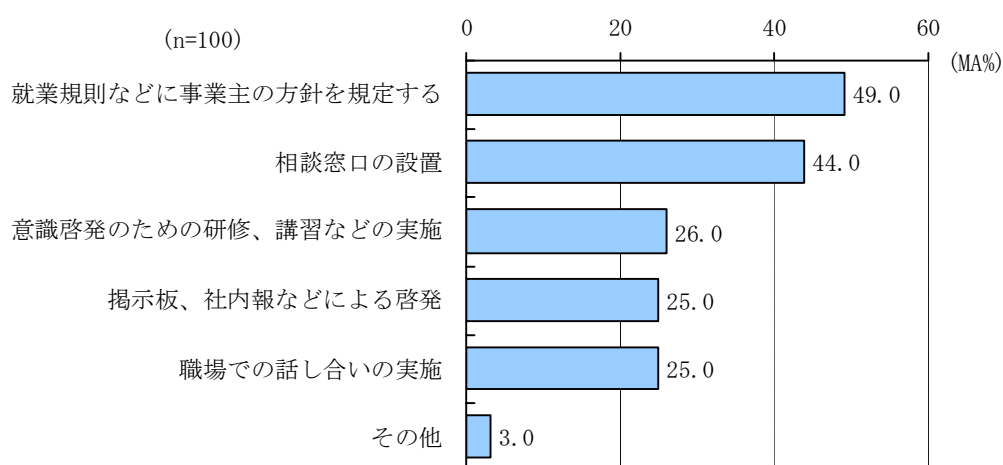
【問 24 で「1. 実施している」「2. 検討中」と回答された方におうかがいします。】

問 24－1 どのような内容ですか。（該当する項目すべてに○）

セクシャルハラスメントに関する取り組みを実施している、もしくは検討中の事業所の取り組み内容（検討内容）は、「就業規則などに事業主の方針を規定する」が 49.0%で最も多く、次いで「相談窓口の設置」が 44.0%となっている。

「その他」の具体的記入内容は、“新入社員教育時に啓発”、“グループでコンプライアンスハンドブックを作成し、読み合わせしている”などである。（図表 5-5-2）

【図表 5-5-2 セクシャルハラスメント防止への取り組みの実施・検討内容（全体）】



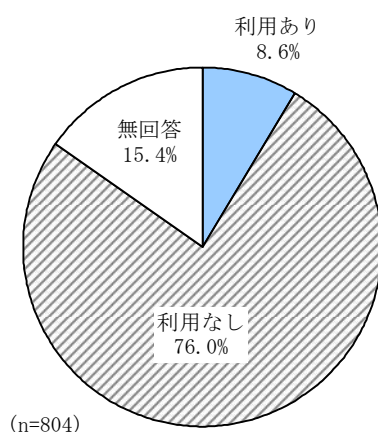
6. 育児休業制度・介護休業制度について

(1) 育児休業制度の利用状況

① 育児休業制度の利用実績

問 25 これまでに育児休業制度の利用はありましたか。(該当する番号 1 つに○)

【図表 6-1-1① 育児休業制度の利用実績（全体）】



従業員の育児休業制度の利用状況をみると、「利用あり」が8.6%に対し、「利用なし」は76.0%である。(図表 6-1-1①)

業種別では、「金融業・保険業」が50.0%、「医療、福祉」が24.3%で「利用あり」の割合が高い。(図表 6-1-1②)

従業員規模別では、30人以上の規模の事業所で「利用あり」が5割前後を占め、規模の大きい事業所ほど、制度の普及、利用促進が図られている様子が伺える。(図表 6-1-1②)

【図表 6-1-1② 育児休業制度の利用実績（業種別、従業員規模別）】

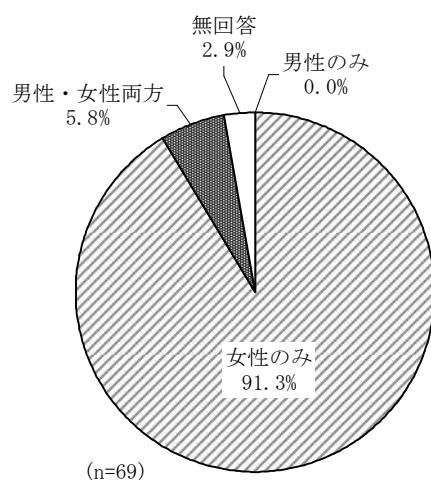
		(%)			
		n	利用あり	利用なし	無回答
業種別	建設業	63	1.6	88.9	9.5
	製造業	235	8.5	81.7	9.8
	情報通信業	3	-	100.0	-
	運輸業、郵便業	23	8.7	69.6	21.7
	卸売業・小売業	150	7.3	75.3	17.3
	金融業・保険業	10	50.0	50.0	-
	不動産業、物品貸借業	57	1.8	70.2	28.1
	宿泊業、飲食サービス業	59	5.1	71.2	23.7
	教育、学習支援業	20	15.0	50.0	35.0
	医療、福祉	74	24.3	70.3	5.4
	複合サービス事業	1	-	-	100.0
	サービス業（他に分類されないもの）	96	5.2	76.0	18.8
従業員規模別	1～4人	403	2.5	75.9	21.6
	5～9人	156	5.8	88.5	5.8
	10～19人	106	15.1	84.0	0.9
	20～29人	46	13.0	84.8	2.2
	30～49人	25	48.0	40.0	12.0
	50人以上	28	57.1	42.9	-

② 育児休業制度の利用者の性別

【問 25 で「利用あり」と回答された方におうかがいします。】

問 25－ 1 利用者の性別はどのようになっていますか。(該当する番号 1 つに○)

【図表 6-1-2① 育児休業制度の利用者の性別（全体）】



育児休業制度を利用した従業員は、「女性のみ」が 91.3%を占め、「男性のみ」は 0.0%、「男性・女性両方」は 5.8%で、男性の取得率は低い。(図表 6-1-2①)

業種別では、「製造業」、「卸売業・小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」で「男性・女性両方」の利用がみられる。(図表 6-1-2②)

従業員規模別では、10～19 人、30～49 人、50 人以上の規模の事業所で「男性・女性両方」の利用がみられる。(図表 6-1-2②)

【図表 6-1-2② 育児休業制度の利用者の性別（業種別、従業員規模別）】

		(%)				
		n	男性のみ	女性のみ	両方男性・女性	無回答
業種別	建設業	1	-	100.0	-	-
	製造業	20	-	95.0	5.0	-
	運輸業、郵便業	2	-	50.0	-	50.0
	卸売業・小売業	11	-	90.9	9.1	-
	金融業・保険業	5	-	100.0	-	-
	不動産業、物品賃借業	1	-	100.0	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	3	-	66.7	33.3	-
	教育、学習支援業	3	-	100.0	-	-
	医療、福祉	18	-	94.4	5.6	-
	サービス業（他に分類されないもの）	5	-	80.0	-	20.0
従業員規模別	1～4 人	10	-	90.0	-	10.0
	5～9 人	9	-	100.0	-	-
	10～19 人	16	-	87.5	6.3	6.3
	20～29 人	6	-	100.0	-	-
	30～49 人	12	-	91.7	8.3	-
	50 人以上	16	-	87.5	12.5	-

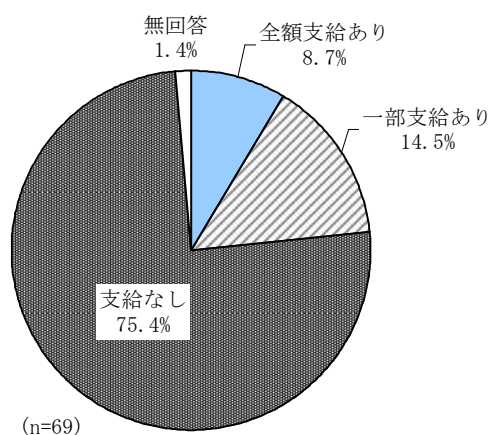
※情報通信業、複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

③ 育児休業中の賃金の取扱い

【問 25 で「利用あり」と回答された方におうかがいします。】

問 25-2 休業中の賃金の取扱いはどのようになっていますか。（一部支給されている場合、給料全体に占める割合もご記入ください。）（該当する番号 1 つに○）

【図表 6-1-3① 育児休業中の賃金の取扱い（全体）】



育児休業中の賃金について、「支給なし」が 75.4%を占める。これに対し、「全額支給あり」は 8.7%、「一部支給あり」は 14.5%で、支給する事業所は 23.2%となっており、一部支給されている場合の給料全体に占める割合は、平均で 53.3%となっている。（図表 6-1-3①）

業種別では、「全額支給あり」は、「卸売業・小売業」（サンプル数 11 件）で 27.3%、「医療、福祉」（サンプル数 18 件）で 11.1%となっている。（図表 6-1-3②）

従業員規模別では、10～19 人（サンプル数 16 件）と 30～49 人（サンプル数 12 件）、50 人以上（サンプル数 16 件）の規模で「支給なし」が 8 割以上となっている。（図表 6-1-3②）

【図表 6-1-3② 育児休業制度の利用実績（業種別、従業員規模別）】

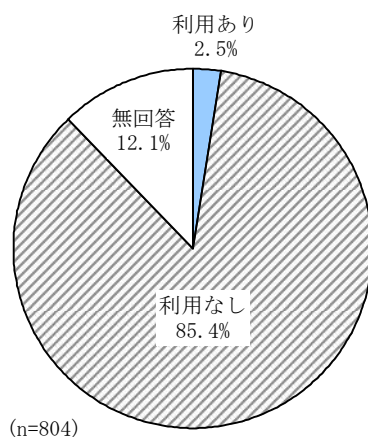
		(%)				
		n	全額支給あり	一部支給あり	支給なし	無回答
業種別	建設業	1	-	-	100.0	-
	製造業	20	-	20.0	75.0	5.0
	情報通信業	-	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	2	-	100.0	-	-
	卸売業・小売業	11	27.3	-	72.7	-
	金融業・保険業	5	-	-	100.0	-
	不動産業、物品賃借業	1	-	100.0	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	3	-	33.3	66.7	-
	教育、学習支援業	3	-	-	100.0	-
	医療、福祉	18	11.1	5.6	83.3	-
	複合サービス事業	-	-	-	-	-
	サービス業（他に分類されないもの）	5	20.0	20.0	60.0	-
従業員規模別	1～4 人	10	20.0	20.0	50.0	10.0
	5～9 人	9	22.2	22.2	55.6	-
	10～19 人	16	6.3	12.5	81.3	-
	20～29 人	6	16.7	16.7	66.7	-
	30～49 人	12	-	16.7	83.3	-
	50 人以上	16	-	6.3	93.8	-

(2) 介護休業制度の利用状況

① 介護休業制度の利用実績

問 26 これまでに介護休業制度の利用はありましたか。(該当する番号 1 つに○)

【図表 6-2-1① 介護休業制度の利用実績 (全体)】



従業員の介護休業制度の利用状況をみると、「利用あり」が 2.5%に対し、「利用なし」は 85.4%である。(図表 6-2-1①)

業種別では、「製造業」、「卸売業・小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」の各業種で利用実績がみられる。(図表 6-2-1②)

従業員規模別では、従業員規模が増すとともに、「利用あり」の割合もやや上昇傾向にあるものの、50 人以上の規模の事業所の「利用あり」の割合は 28.6%で、49 人以下の規模の事業所との差が大きくなっている。(図表 6-2-1②)

【図表 6-2-1② 介護休業制度の利用実績 (業種別、従業員規模別)】

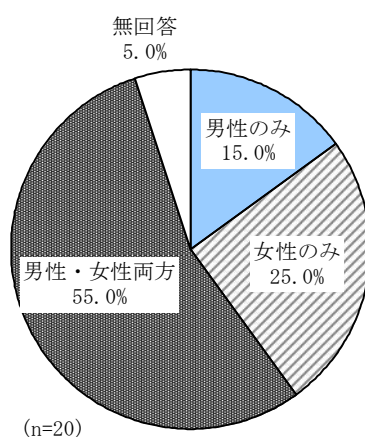
		(%)			
		n	利用あり	利用なし	無回答
業種別	建設業	63	-	90.5	9.5
	製造業	235	3.0	88.9	8.1
	情報通信業	3	-	100.0	-
	運輸業、郵便業	23	-	82.6	17.4
	卸売業・小売業	150	4.0	83.3	12.7
	金融業・保険業	10	-	100.0	-
	不動産業、物品貸借業	57	-	78.9	21.1
	宿泊業、飲食サービス業	59	3.4	78.0	18.6
	教育、学習支援業	20	5.0	55.0	40.0
	医療、福祉	74	4.1	94.6	1.4
	複合サービス事業	1	-	-	100.0
	サービス業（他に分類されないもの）	96	1.0	84.4	14.6
従業員規模別	1～4 人	403	0.7	81.6	17.6
	5～9 人	156	1.3	94.9	3.8
	10～19 人	106	3.8	95.3	0.9
	20～29 人	46	4.3	93.5	2.2
	30～49 人	25	4.0	92.0	4.0
	50 人以上	28	28.6	71.4	-

② 介護休業制度の利用者の性別

【問 26 で「利用あり」と回答された方におうかがいします。】

問 26－ 1 利用者の性別はどのようになっていますか。(該当する番号 1 つに○)

【図表 6-2-2① 介護休業制度の利用者の性別（全体）】



介護休業制度を利用した従業員は、「男性・女性両方」が 55.0%を占める。「男性のみ」は 15.0%、「女性のみ」は 25.0%となっている。(図表 6-2-2①)

業種別では、「男性のみ」は「製造業」が 28.6% (サンプル数 7 件)、「卸売業・小売業」が 16.7% (サンプル数 6 件) となっている。(図表 6-2-2②)

従業員規模別では、「男性のみ」は 10～19 人が 25.0% (サンプル数 4 件)、50 人以上が 25.0% (サンプル数 8 件) となっている。(図表 6-2-2②)

【図表 6-2-2② 介護休業制度の利用者の性別（業種別、従業員規模別）】

		(%)				
		n	男性のみ	女性のみ	男性・女性両方	無回答
業種別	製造業	7	28.6	28.6	42.9	-
	卸売業・小売業	6	16.7	16.7	50.0	16.7
	宿泊業、飲食サービス業	2	-	-	100.0	-
	教育、学習支援業	1	-	-	100.0	-
	医療、福祉	3	-	66.7	33.3	-
	サービス業（他に分類されないもの）	1	-	-	100.0	-
従業員規模別	1～4 人	3	-	-	66.7	33.3
	5～9 人	2	-	-	100.0	-
	10～19 人	4	25.0	25.0	50.0	-
	20～29 人	2	-	50.0	50.0	-
	30～49 人	1	-	-	100.0	-
	50 人以上	8	25.0	37.5	37.5	-

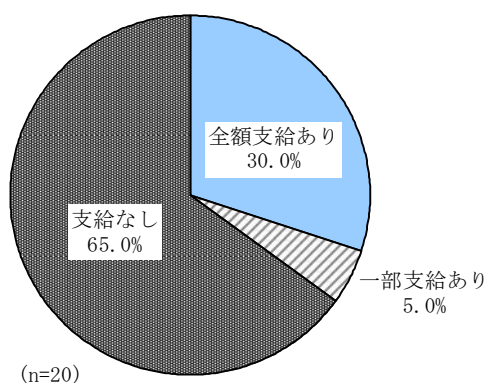
※建設業、情報通信業、運輸業、郵便業、金融業・保険業、不動産業、物品貸借業、複合サービス事業複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

③ 介護休業中の賃金の取扱い

【問 26 で「利用あり」と回答された方におうかがいします。】

問 26-2 休業中の賃金の取扱いはどのようになっていますか。（一部支給されている場合、給料全体に占める割合もご記入ください。）（該当する番号 1 つに○）

【図表 6-2-3① 介護休業中の賃金の取扱い（全体）】



介護休業中の賃金について、「支給なし」が 65.0%を占める。これに対し、「全額支給あり」は 30.0%、「一部支給あり」は 5.0%で、支給する事業所は 35.0%となっている。一部支給されている場合の給料全体に占める割合は、80.0%（サンプル数 1 件）となっている。（図表 6-2-3①）

業種別では、「全額支給あり」は、「製造業」（サンプル数 7 件）で 28.6%、「卸売業・小売業」（サンプル数 6 件）で 50.0%となっている。（図表 6-2-3②）

従業員規模別では、「全額支給あり」は、1～4 人（サンプル数 3 件）が 33.3%、5～9 人（サンプル数 2 件）と 10～19 人（サンプル数 4 件）が 50.0%、50 人以上（サンプル数 8 件）が 25.0%となっている。（図表 6-2-3②）

【図表 6-2-3② 介護休業中の賃金の取扱い（業種別、従業員規模別）】

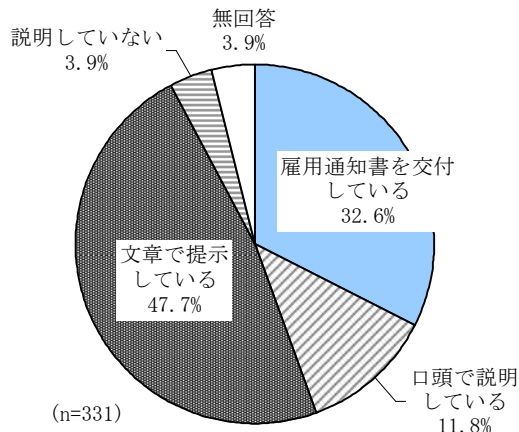
		(%)				
		n	全額支給あり	一部支給あり	支給なし	無回答
業種別	建設業	-	-	-	-	-
	製造業	7	28.6	-	71.4	-
	情報通信業	-	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	-	-	-	-	-
	卸売業・小売業	6	50.0	-	50.0	-
	金融業・保険業	-	-	-	-	-
	不動産業、物品賃借業	-	-	-	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	2	-	50.0	50.0	-
	教育、学習支援業	1	-	-	100.0	-
	医療、福祉	3	-	-	100.0	-
	複合サービス事業	-	-	-	-	-
	サービス業（他に分類されないもの）	1	100.0	-	-	-
従業員規模別	1～4 人	3	33.3	-	66.7	-
	5～9 人	2	50.0	-	50.0	-
	10～19 人	4	50.0	-	50.0	-
	20～29 人	2	-	-	100.0	-
	30～49 人	1	-	100.0	-	-
	50 人以上	8	25.0	-	75.0	-

7. パートタイムの就業状況について

(1) パートタイマー雇用時の労働条件の通知方法

問 27 パートタイマーを雇用する場合、労働時間、賃金などの労働条件の通知について、該当するものを選んでください。(該当する番号1つに○)

【図表 7-1① パートタイマー雇用時の労働条件の通知方法 (全体)】



パートタイマーを雇用する際、「雇用通知書を交付している」事業所は 32.6%に対し、「口頭で説明している」が 11.8%、「文章で提示している」が 47.7%となっている。「説明していない」は 3.9%と少なく、92.1%の事業所では何らかの方法で通知を行っている。(図表 7-1①)

業種別では、「金融業・保険業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」では「雇用通知書を交付している」が多く、これら以外の業種では、「文章で提示している」が多くなっている。一方、「建設業」や「不動産業、物品賃借業」の分野において説明していない傾向がみられる。(図表 7-1②)

従業員規模別では、「雇用通知書を交付している」割合は、20 人以上の規模の事業所で高く、9 人以下の事業所では「文章で提示している」が高い。(図表 7-1②)

【図表 7-1② パートタイマー雇用時の労働条件の通知方法 (業種別、従業員規模別)】

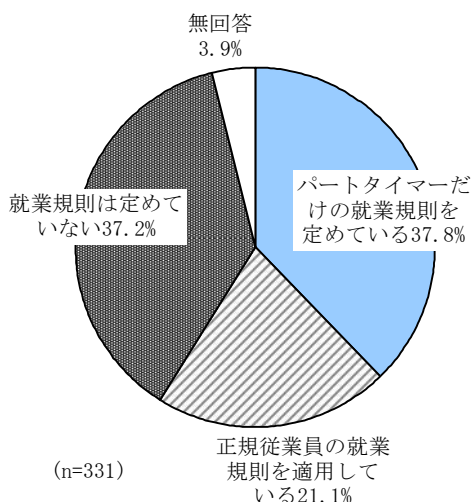
			雇用 して 通 知 書 を 交 付 し て い る	口 頭 で 説 明 し て い る	文 章 で 提 示 し て い る	説 明 し て い な い	(%) 無 回 答
業 種 別	建設業	11	18.2	9.1	54.5	18.2	-
	製造業	122	20.5	13.9	54.1	6.6	4.9
	運輸業・郵便業	9	44.4	-	44.4	-	11.1
	卸売業・小売業	54	40.7	7.4	46.3	3.7	1.9
	金融業・保険業	2	100.0	-	-	-	-
	不動産業、物品賃借業	8	-	-	75.0	12.5	12.5
	宿泊業、飲食サービス業	33	33.3	6.1	54.5	-	6.1
	教育、学習支援業	7	57.1	14.3	28.6	-	-
	医療、福祉	52	44.2	19.2	36.5	-	-
サービス業（他に分類されないもの）		31	45.2	9.7	38.7	-	6.5
従 業 員 規 模 別	1～4人	81	17.3	4.9	63.0	9.9	4.9
	5～9人	92	18.5	12.0	60.9	3.3	5.4
	10～19人	75	40.0	17.3	40.0	1.3	1.3
	20～29人	36	44.4	11.1	38.9	-	5.6
	30～49人	21	61.9	14.3	19.0	-	4.8
	50人以上	26	69.2	15.4	11.5	3.8	-

※情報通信業、複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

(2) パートタイマーの就業規則の規定状況

問 28 パートタイマーの就業規則は、どのようになっていますか。(該当する番号 1 つに○)

【図表 7-2① パートタイマーの就業規則の規定状況 (全体)】



パートタイマーの就業規則について、「パートタイマーだけの就業規則を定めている」が 37.8%、「正規従業員の就業規則を適用している」が 21.1%で、何らかの形で規則を定めている事業所は 58.9%となっている。一方、「就業規則は定めていない」は 37.2%となっている。(図表 7-2①)

業種別では、「建設業」、「製造業」、「不動産業、物品賃借業」は「就業規則は定めていない」の割合が高い。これら以外の業種では、「パートタイマーだけの就業規則を定めている」が高くなっている。(図表 7-2②)

従業員規模別では、9 人以下の事業所は「就業規則は定めていない」の割合が高い。10 人以上の事業所は、「パートタイマーだけの就業規則を定めている」が高くなっている。(図表 7-2②)

業種では、「建設業」、「製造業」、「不動産業、物品賃借業」、従業員規模では 9 人以下の小規模な事業所で、雇用条件の非通知や就業規則が未整備のところもあり、労働条件が曖昧のまま雇用されているパートタイマーも少なくないと考えられる。

【図表 7-2② パートタイマーの就業規則の規定状況 (業種別、従業員規模別)】

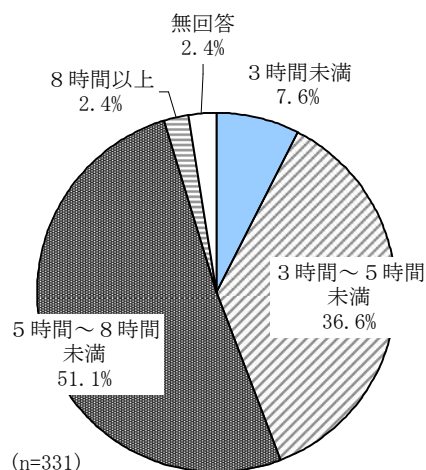
						(%)
		n	パートタイマーだけの就業規則を定めている	正規従業員の就業規則を適用している	就業規則は定めていない	無回答
業種別	建設業	11	18.2	9.1	72.7	-
	製造業	122	34.4	18.9	41.8	4.9
	運輸業、郵便業	9	33.3	33.3	33.3	-
	卸売業・小売業	54	40.7	24.1	33.3	1.9
	金融業・保険業	2	50.0	50.0	-	-
	不動産業、物品賃借業	8	12.5	12.5	62.5	12.5
	宿泊業、飲食サービス業	33	45.5	12.1	36.4	6.1
	教育、学習支援業	7	85.7	14.3	-	-
	医療、福祉	52	38.5	28.8	30.8	1.9
サービス業（他に分類されないもの）		31	38.7	25.8	29.0	6.5
従業員規模別	1～4人	81	21.0	13.6	58.0	7.4
	5～9人	92	22.8	21.7	50.0	5.4
	10～19人	75	45.3	28.0	25.3	1.3
	20～29人	36	69.4	13.9	16.7	-
	30～49人	21	42.9	33.3	19.0	4.8
	50人以上	26	73.1	23.1	3.8	-

※情報通信業、複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

(3) パートタイマーの1日の平均勤務時間

問 29 代表的なパートタイマーの1日の平均勤務時間は何時間ですか。(該当する番号1つに○)

【図表 7-3① パートタイマーの1日の平均勤務時間 (全体)】



パートタイマーの1日の平均勤務時間は、「5時間～8時間未満」が51.1%で最も多く、次いで「3時間～5時間未満」が36.6%となっている。(図表 7-3①)

業種別では、「5時間～8時間未満」は、「建設業」、「製造業」、「卸売業・小売業」、「サービス業 (他に分類されないもの)」などの割合が高い。「3時間～5時間未満」は、「不動産業」、「物品賃借業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」などの割合が高くなっている。

また、「建設業」、「教育、学習支援業」「3時間未満」の割合も高くなっている。(図表 7-3②)

従業員規模別では、5～9人規模の事業所では「3時間～5時間未満」の割合が高く、これ以外の規模の事業所では「5時間～8時間未満」の割合が高い。(図表 7-3②)

【図表 7-3② パートタイマーの1日の平均勤務時間 (業種別、従業員規模別)】

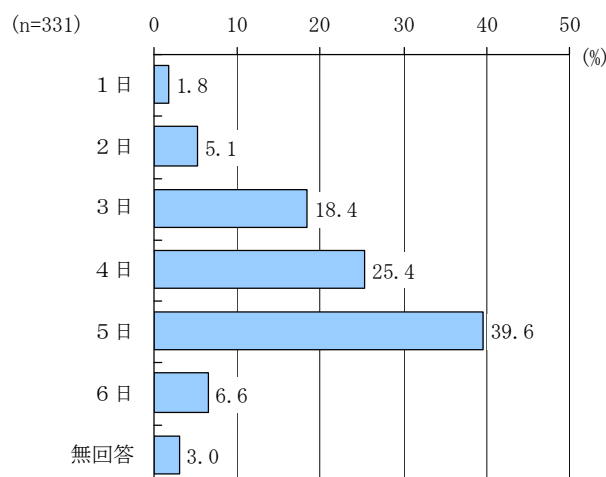
		(%)					
		n	3時間未満	3時間～5時間未満	5時間～8時間未満	8時間以上	無回答
業種別	建設業	11	36.4	18.2	45.5	—	—
	製造業	122	0.8	26.2	66.4	4.1	2.5
	運輸業、郵便業	9	—	44.4	44.4	11.1	—
	卸売業・小売業	54	13.0	37.0	48.1	—	1.9
	金融業・保険業	2	—	—	50.0	50.0	—
	不動産業、物品賃借業	8	12.5	50.0	25.0	—	12.5
	宿泊業、飲食サービス業	33	9.1	54.5	33.3	—	3.0
	教育、学習支援業	7	42.9	42.9	14.3	—	—
	医療、福祉	52	7.7	53.8	36.5	—	1.9
	サービス業 (他に分類されないもの)	31	6.5	32.3	54.8	3.2	3.2
従業員規模別	1～4人	81	9.9	39.5	44.4	1.2	4.9
	5～9人	92	13.0	43.5	37.0	4.3	2.2
	10～19人	75	4.0	33.3	61.3	1.3	—
	20～29人	36	5.6	38.9	55.6	—	—
	30～49人	21	—	28.6	61.9	—	9.5
	50人以上	26	—	15.4	76.9	7.7	—

※情報通信業、複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

(4) パートタイマーの1週間の平均出勤日数

問 30 代表的なパートタイマーの1週間の平均出勤日数は何日ですか。(該当する番号1つに○)

【図表 7-4① パートタイマーの1週間の平均出勤日数 (全体)】



パートタイマーの1週間の平均出勤日数は、「5日」が39.6%で最も多く、次いで「4日」が25.4%、「3日」が18.4%となっている。(図表 7-4①)

業種別では、「製造業」や「卸売業・小売業」、「サービス業（他に分類されないもの）」は「5日」の割合が高い。(図表 7-4②)

従業員規模別では、規模に関係なく、「5日」の割合が高くなっている。(図表 7-4②)

【図表 7-4② パートタイマーの1週間の平均出勤日数 (業種別、従業員規模別)】

			(%)						
		n	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	無 回 答
業 種 別	建設業	11	9.1	18.2	45.5	9.1	18.2	-	-
	製造業	122	-	2.5	10.7	23.8	54.9	5.7	2.5
	運輸業、郵便業	9	11.1	-	11.1	44.4	33.3	-	-
	卸売業・小売業	54	3.7	3.7	13.0	24.1	38.9	13.0	3.7
	金融業・保険業	2	-	-	50.0	-	50.0	-	-
	不動産業、物品賃借業	8	12.5	12.5	37.5	-	25.0	-	12.5
	宿泊業、飲食サービス業	33	-	3.0	30.3	33.3	27.3	3.0	3.0
	教育、学習支援業	7	-	42.9	28.6	28.6	-	-	-
	医療、福祉	52	1.9	7.7	23.1	30.8	28.8	3.8	3.8
	サービス業（他に分類されないもの）	31	-	3.2	22.6	19.4	35.5	16.1	3.2
従 業 員 規 模 別	1～4人	81	1.2	9.9	16.0	24.7	33.3	9.9	4.9
	5～9人	92	4.3	7.6	21.7	21.7	33.7	7.6	3.3
	10～19人	75	1.3	1.3	20.0	28.0	42.7	5.3	1.3
	20～29人	36	-	2.8	19.4	25.0	47.2	5.6	-
	30～49人	21	-	-	14.3	33.3	38.1	4.8	9.5
	50人以上	26	-	-	11.5	26.9	61.5	-	-

※情報通信業、複合サービス事業はサンプル数がゼロのため省略

平成 25 年度 八尾市内労働事情調査

調査へのご協力のお願い

平素から本市労働行政の推進につきまして格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、八尾市では、市内の民間事業所における就業形態別の労働時間、休日休暇等の労働条件の実態を把握するために、「労働事情調査」を実施しております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、抽出の結果、貴事業所を調査対象とさせていただきますと存じますので、この調査の趣旨をご理解いただきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づき、総務省に届出を行っている調査です。この調査票にご記入された事項については、すべて統計的に処理し、調査目的以外に利用されることはありませんので、ありのままをご記入いただきますようよろしくお願いいたします。

平成 25 年 9 月

八尾市長 田中 誠太

記入要領（必ずお読み下さい）

1. 会社全体ではなく、この調査票の送付先である貴事業所のみの状況について記入してください。貴事業所のみで判断できない項目や把握できない項目については、誠にお手数ではございますが、貴事業所のみの状況について本社等にご確認の上、回答して下さい。
2. 各項目で特に注意書きのないかぎり、平成25年9月1日現在の状況について記入して下さい。
3. 回答は特に断りにない限り、選択肢の中から該当する番号を選んで○で囲むか、該当欄に文字、数字を黒のボールペン等で記入して下さい。
4. 記入が終了しましたら、同封の返信用封筒にて平成 25 年 10 月 15 日(火)までにご返送下さい。（切手は不要です）

問合せ先：八尾市経済環境部産業政策課労働振興係 担当 木ノ元
八尾市清水町一丁目1番6号 電話：072（924）3860「直通」

事業所概要

事業所名	
事業所 所在地	(〒)

記入者	部署名	
	氏 名	
	電 話	
	F A X	

問 1 業種は、次のうちどれに該当しますか。(主なものに1つ○)

1. 建設業	7. 不動産業、物品賃借業
2. 製造業	8. 宿泊業、飲食サービス業
3. 情報通信業	9. 教育、学習支援業
4. 運輸業、郵便業	10. 医療、福祉
5. 卸売業・小売業	11. 複合サービス事業
6. 金融業・保険業	12. サービス業（他に分類されないもの）

問 2 従業員数についてご記入ください。(他の会社に派遣している者は除く)

	従業員総数				派遣社員
	(個人事業主、役員、 無給の家族従業員を 含む)	うち正社員	うち有期雇用 契約者	うち パートタイマー	
男性	人	人	人	人	人
女性	人	人	人	人	人

※「正社員」：期間を定めずに雇用している労働者（パートタイマーを除く）

※「有期雇用契約者」：期間を定めて雇用している労働者（パートタイマーを除く）

※「パートタイマー」：1週間の所定労働時間が正社員と比べて短い労働者

※「派遣社員」：他の会社から派遣されて、この事業所で働いている労働者

問3 <正社員について>所定労働時間（就業規則や慣行などによる始業時刻と終業時刻の間の、休憩時間を除いた時間）は、どうなっていますか。（該当する番号1つに○）

（ア）1日の所定労働時間

1. 6時間59分まで	4. 8時間
2. 7時間00分～7時間29分	5. 8時間01分以上
3. 7時間30分～7時間59分	

（イ）1週の所定労働時間

1. 35時間59分まで	5. 40時間01分～42時間00分
2. 36時間00分～37時間59分	6. 42時間01分～44時間00分
3. 38時間00分～39時間59分	7. 44時間01分以上
4. 40時間	

問4 <正社員について>所定外労働時間（残業、早出や休日出勤などの時間）はどうなっていますか。

年間1人平均（ ）時間

問5 <正社員について>次のような労働時間制を導入していますか。（該当する項目すべてに○）

1. フレックスタイム	3. 裁量労働制
2. 変形労働時間制（フレックスタイム除く）	4. 導入していない

問6 <正社員について>1週間の休日はどのようになっていますか。（該当する番号1つに○）

1. 週休1日制	3. 週休2日制（完全）	10. その他
2. 週休1日半制	4. 週休2日制（月3回）	具体的
	5. 週休2日制（隔週）	
	6. 週休2日制（月2回）	
	7. 週休2日制（月1回）	
	8. 週休2日制（年間制）	
	9. 週休2日制（その他）	

問7 <正社員について>年次有給休暇の消化率（年間消化日数／年間付与日数）はどのようになっていますか。

1人平均の消化率（ ）%

問8 求人募集はどのような方法で行っていますか。(該当する項目すべてに○)

1. ハローワーク	5. 求人誌	9. その他
2. 民営職業紹介所	6. インターネット	具体的に
3. 合同面接会(フェア)	7. 大学・専門学校への募集	
4. 新聞	8. 折込広告チラシ	
10. 求人募集は行っていない		

【問8で「10. 求人募集は行っていない」以外を回答された方におうかがいします。】

問9 求人募集に年齢制限を設けていますか。(設けている場合は年齢もご記入下さい。)

1. 設けている(.....歳まで)	2. 設けていない
--------------------	-----------

すべての方におうかがいします。

問10 平成25年4月から現在(平成25年8月1日)までの間に、新たな従業員の雇用、又は派遣社員の増員をされましたか。(新規雇用・派遣増員の場合には人数もご記入下さい。)

1. 新たな雇用、又は派遣社員の増員をした →(新規学卒者.....人、中途採用者.....人、派遣社員.....人)
2. 雇用していない

【問10で「1. 新たな雇用、又は派遣社員の増員をした」と回答された方におうかがいします。】

問11 新たに雇用した従業員又は派遣社員の増員の内訳をご記入ください。

正社員	有期雇用契約者	パートタイマー	派遣社員
人	人	人	人

※区分は、問2を参照してください。

すべての方におうかがいします。

問12 <正社員について>過去3年間の新規採用者(新規学卒者のみ)のうち、すでに退職した方はいますか。(該当する項目すべてに○)

1. 採用後1年目に退職(.....人)
2. 採用後2年目に退職(.....人)
3. 採用後3年目に退職(.....人)
4. 退職者はいない
5. 過去3年間に新規学卒者の採用は行っていない

問13 過去3年間に雇用調整を実施しましたか。(該当する番号1つに○)

1. 実施した(→問14へ)	2. 実施しなかった(→問15へ)
----------------	-------------------

【問13で「1. 実施した」と回答された方に】

問14 雇用調整の方法についてご記入ください。（該当する項目すべてに○）

1. 一時休業	9. 新規卒者の採用削減・停止
2. 残業規制など就業時間の短縮	10. 賃金等の削減
3. 休暇増加など操業日数の短縮	11. 福利厚生費などの労働費以外の削減
4. 臨時、季節、パートタイマーの再契約の中止・解雇	12. ワークシェアリング
5. 配置転換	13. その他
6. 出向	(具体的に)
7. 希望退職の募集・解雇	
8. 中途採用の削減・停止	

※ワークシェアリング（緊急対応型）：一時的な景況の悪化を乗り切るために従業員一人当たりの所定労働時間を短縮し、賃金を減額することにより、社内でより多くの雇用を維持する制度

すべての方におうかがいします。

問15 <正社員について>定年制はありますか。（該当する番号1つに○）

1. あり	2. なし（→問18へ）
-------	--------------



【問15で「1. あり」と回答された方におうかがいします。】

問16 定年制はどのように定めていますか。（一律定年制の場合、年齢もご記入ください。）（該当する番号1つに○）

1. 一律定年制（.....歳）
2. 職種別に定めている
3. その他（具体的に)

【問16で「1. 一律定年制」と回答された方におうかがいします。】

問17 今後、定年年齢の変更予定はありますか。（引き上げ予定の場合、年齢もご記入ください。）（該当する番号1つに○）

1. 定年制の廃止予定	4. 変更予定なし
2. 引き上げを予定（.....歳まで）	5. その他
3. 引き上げを検討中	(具体的に)

すべての方におうかがいします。

問18 再雇用制度（定年年齢に達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度）はありますか。（該当する番号1つに○）

1. あり	2. なし（検討中）	3. なし（予定なし）
-------	------------	-------------

問19 勤務延長制度（定年年齢に達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度）はありますか。（該当する番号 1 つに○）

1. あり	2. なし（検討中）	3. なし（予定なし）
-------	------------	-------------

問20 障がい者を雇用していますか。（パート、アルバイト含む）（該当する番号 1 つに○）

1. 雇用している	2. 雇用していない
-----------	------------

【「1. 雇用している」と回答された方に】

問20-1 それぞれ何名雇用していますか。

1. 身体障害者	人
2. 知的障害者	人
3. その他	人

【「2. 雇用していない」と回答された方に】

問20-2 雇用していない理由をご記入ください。

--

すべての方におうかがいします。

問21 外国人を雇用していますか。（雇用している場合、その人数もご記入ください。）
（該当する番号 1 つに○）

1. 雇用している（.....人）	2. 雇用していない
-------------------	------------

問22 女性の積極的活用について何らかの取り組みを実施していますか。（該当する番号 1 つに○）

1. 実施している
2. 検討中
3. 必要性はあるが未検討、予定なし
4. 必要性を感じない（理由：.....）
5. わからない

【問22で「1. 実施している」「2. 検討中」と回答された方におうかがいします。】

問22-1 どのような内容ですか。（該当する項目すべてに○）

1. 女性の積極的採用	5. 人事考課基準の明確化
2. 女性の積極的登用	6. 職場環境の整備
3. 教育訓練の拡充	7. 計画等の策定
4. 社員への意識啓発	8. その他
	（具体的に.....）

すべての方におうかがいします。

問23 女性の役職者はいますか。(いる場合、役職者全体に占める割合もご記入ください。)
(該当する番号 1 つに○)

- | | |
|-----------------------|--------|
| 1. いる (役職者全体の%) | 2. いない |
|-----------------------|--------|

問24 職場におけるセクシャルハラスメント防止について、何らかの取り組みを実施していますか。(該当する番号 1 つに○)

1. 実施している	3. 必要性はあるが未検討、予定なし
2. 検討中	4. 必要性を感じない
	(理由:)
	5. わからない

↓
【問24で「1. 実施している」「2. 検討中」と回答された方におうかがいします。】

問24-1 どのような内容ですか。(該当する項目すべてに○)

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 1. 掲示板、社内報などによる啓発 | 4. 相談窓口の設置 |
| 2. 就業規則などに事業主の方針を規定する | 5. 職場での話し合いの実施 |
| 3. 意識啓発のための研修、講習などの実施 | 6. その他 |
| | (具体的に) |

すべての方におうかがいします。

問25 これまでに育児休業制度の利用はありましたか。(該当する番号 1 つに○)

- | | |
|---------|-------------------|
| 1. 利用あり | 2. 利用なし (→問 26 へ) |
|---------|-------------------|

↓
【問25で「1. 利用あり」と回答された方におうかがいします。】

問25-1 利用者の性別はどのようになっていますか。(該当する番号 1 つに○)

- | | | |
|---------|---------|------------|
| 1. 男性のみ | 2. 女性のみ | 3. 男性・女性両方 |
|---------|---------|------------|

問25-2 休業中の賃金の取扱いはどのようになっていますか。(一部支給されている場合、給料全体に占める割合もご記入ください。)(該当する番号 1 つに○)

- | | | |
|-----------|---------------------|---------|
| 1. 全額支給あり | 2. 一部支給あり (約.....%) | 3. 支給なし |
|-----------|---------------------|---------|

すべての方におうかがいします。

問26 これまでに介護休業制度の利用はありましたか。(該当する番号 1 つに○)

1. 利用あり

2. 利用なし (→問 27 へ)



【問26で「1. 利用あり」と回答された方におうかがいします。】

問26-1 利用者の性別はどのようになっていますか。(該当する番号 1 つに○)

1. 男性のみ

2. 女性のみ

3. 男性・女性両方

問26-2 休業中の賃金の取扱いはどのようになっていますか。(一部支給されている場合、給料全体に占める割合もご記入ください。)(該当する番号 1 つに○)

1. 全額支給あり

2. 一部支給あり (約.....%)

3. 支給なし

以下、パートタイマーを雇用している事業所におたずねします。

※「パートタイマー」・・・1週間の所定労働時間が一般従業員と比べて短い労働者

問27 パートタイマーを雇用する場合、労働時間、賃金などの労働条件の通知について、該当するものを選んでください。(該当する番号 1 つに○)

1. 雇用通知書を交付している

3. 口頭で説明している

2. 文章で提示している

4. 説明していない

問28 パートタイマーの就業規則は、どのようになっていますか。(該当する番号 1 つに○)

1. パートタイマーだけの就業規則を定めている

2. 正規従業員の就業規則を適用している

3. 就業規則は定めていない

問29 代表的なパートタイマーの1日の平均勤務時間は何時間ですか。(該当する番号 1 つに○)

1. 3時間未満

3. 5時間～8時間未満

2. 3時間～5時間未満

4. 8時間以上

問30 代表的なパートタイマーの1週間の平均出勤日数は何日ですか。(該当する番号 1 つに○)

1. 1日

3. 3日

5. 5日

2. 2日

4. 4日

6. 6日

～統計調査の設問項目は以上です。ご協力ありがとうございました。～

平成25年度 八尾市内労働事情調査報告書

平成25年12月 刊行物番号 H25-132

編集・発行 八尾市経済環境部産業政策課労働振興係

〒581-0006

大阪府八尾市清水町1丁目1番6号

八尾商工会議所会館内

TEL (072) 924-3860 / FAX (072) 924-0180